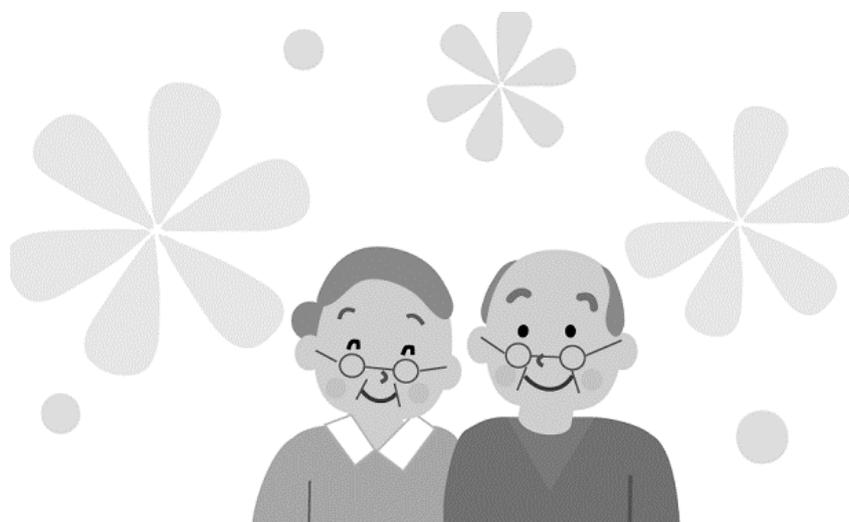


# 七ヶ宿町 高齢者福祉計画 第8期 介護保険事業計画

---

令和3(2021)年度～5(2023)年度



令和3年3月

七ヶ宿町



## はじめに



我が国の高齢化の進展は著しく、令和元年10月の高齢化率は28.4%となっており、令和7年には30%を超える見込まれていますが、本町の令和2年10月の高齢化率は46.2%と、人口の約半数が65歳以上の超高齢社会となっております。

このような状況下において、第7期介護保険事業計画では、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを基本理念に、地域包括ケアシステムの推進や介護予防と生活支援の充実など様々な高齢者施策に取り組んでまいりました。

令和2年3月に策定した第6次七ヶ宿町長期総合計画において、まちづくりの基本方針に「安心づくり」誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりの実現を掲げておりますが、第8期介護保険事業計画では第6次七ヶ宿町長期総合計画と連動し、「高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、地域で支えあうまちづくり、健康で暮らせるまちづくり、安心・安全のまちづくり、介護・福祉のまちづくりに取り組み、基本理念の実現を目指していきます。

計画の策定にあたっては、高齢者の生活実態や介護保険サービス利用者の利用状況や利用意向等を計画に反映させるためにアンケート調査を実施し、町民の皆様の意見を広く反映させるよう努め、すべての高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指して、町民と地域、行政及び関係機関が連携し推進していくことを目的といたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただいた町民の皆様、七ヶ宿町介護保険運営委員会委員の皆様をはじめ関係各位に心から御礼申し上げますとともに、本計画の実現に向けて今後とも一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

七ヶ宿町長 小 関 幸 一



## ◇◇ 目 次 ◇◇

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定の趣旨等.....	2
第1節 計画の目的.....	2
第2節 法令などの根拠.....	2
第3節 計画の位置付け.....	3
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画の期間.....	4
第6節 日常生活圏域の設定.....	4
第2章 町の高齢者を取り巻く状況.....	5
第1節 高齢者等の現状.....	5
第2節 福祉・介護サービスの利用状況.....	11
第3節 アンケート調査結果の概要.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	38
第1節 基本理念.....	38
第2節 基本目標.....	39
第3節 施策の体系.....	41
第2部 各論.....	43
第1章 地域で支えあうまちづくり.....	44
第1節 地域包括ケアシステムの推進.....	44
第2節 認知症支援と権利擁護の推進.....	46
第3節 生きがいや社会参加の促進.....	49
第2章 健康で暮せるまちづくり.....	51
第1節 保健・医療の充実.....	51
第2節 介護予防と生活支援の充実.....	54
第3章 安心・安全のまちづくり.....	58
第1節 生活環境の基盤整備.....	58
第2節 防犯・防災対策の充実.....	60
第4章 介護・福祉のまちづくり.....	62
第1節 介護サービスの充実.....	62
第2節 介護サービスの質の確保・向上.....	68
第5章 介護保険事業費.....	71
第6章 計画の推進体制.....	75
第1節 計画の推進.....	75
第2節 計画の進行管理.....	75
資料編.....	77





# 第1部 総論

---



# 第 1 章 計画策定の趣旨等

---

## 第 1 節 計画の目的

---

本町では人口の約半数が65歳以上の超高齢社会となっており、要介護認定者及び介護サービスが必要な方などに対しては、介護保険制度やその他の福祉サービスを充実する中で日常生活等の支援に努めてきました。

しかし、医療・介護費などの社会保障費の急増が懸念されるほか、ひとり暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加、介護従事者の不足など、制度だけでは対応しきれない課題も少なからず生じており、地域で暮らす高齢者の生活を総合的に支援する仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

これらの問題に対処していくために、国においては、人口の多い団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の自立生活を支援する地域包括ケアシステム（地域の包括的な支援・サービス提供体制）の構築が図られているところです。

一方で、本町に住む高齢者の多くは元気高齢者であり、健康づくりや介護予防の取組を総合的に推進していくとともに、これらの高齢者に地域の中で役割を担っていただきながら、生きがいを持って暮らすことができる地域社会づくりも進めていく必要があります。

この七ヶ宿町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、「すべての高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり」を目指して、町民と地域、行政並びに関係機関が協働・連携し、ともに推進していくことを目的に策定したものです。

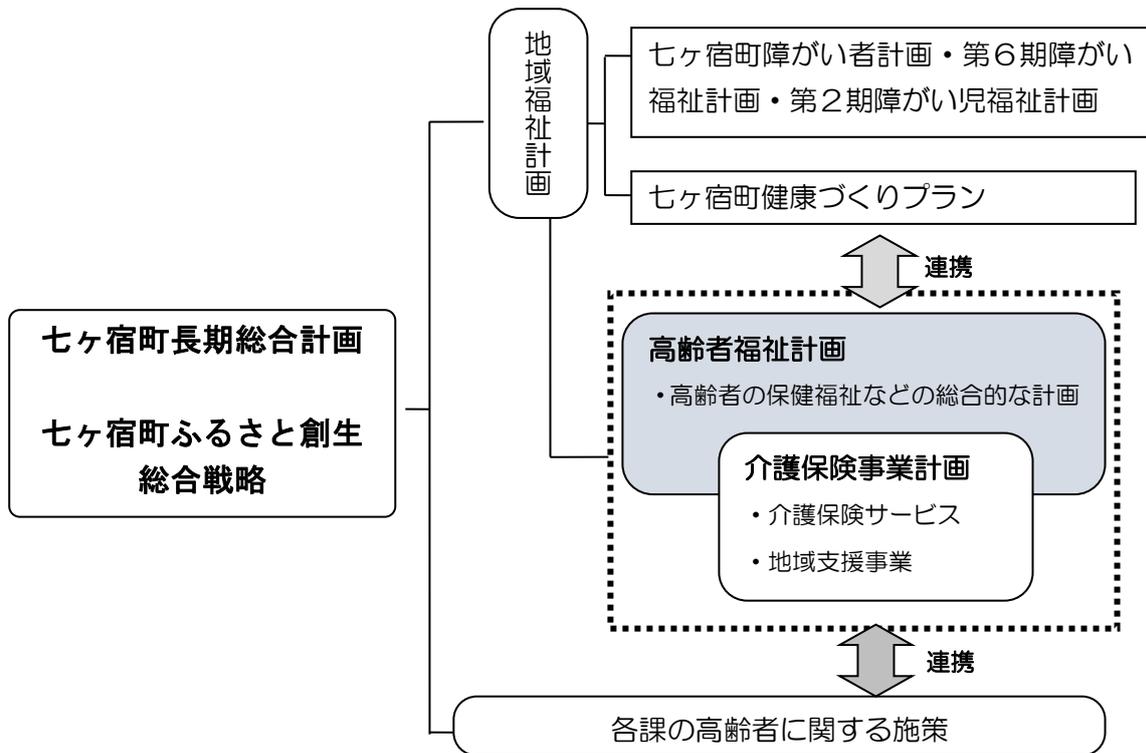
## 第 2 節 法令などの根拠

---

本計画は、老人福祉法第20条の8（「市町村老人福祉計画」）及び、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、両者を一体として策定したものです。なお、保健・医療に関する分野については健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定しました。

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、町の上位計画である「七ヶ宿町長期総合計画」や「七ヶ宿町ふるさと創生総合戦略」その他町の関連計画との整合性を図り策定したものです。



### 第4節 計画の対象

この計画の対象者は、40歳以上の七ヶ宿町民とし、主に65歳以上の高齢者が対象となっています。

## 第5節 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められています。したがって、本計画は令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた期間を視野に入れた計画とします。

なお、保険給付に要する費用の動向、保健福祉施策の進捗状況などを踏まえ、令和5年度（2023年度）に見直しを行い、新たな計画を策定します。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
								システムの 地域包括ケア の実現	
		見直し			見直し				

## 第6節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、地域単位で適正なサービス及びその基盤を整備するため、本事業計画において日常生活圏域を定めています。

本町は、東西に走る国道を中心として集落が形成され、自治会組織も独自性をもって行われていますが、どの地域においても単独でサービスが成立するだけの規模ではなく、医療や福祉・介護サービス等の提供も、役場の所在する1地区に集中しています。

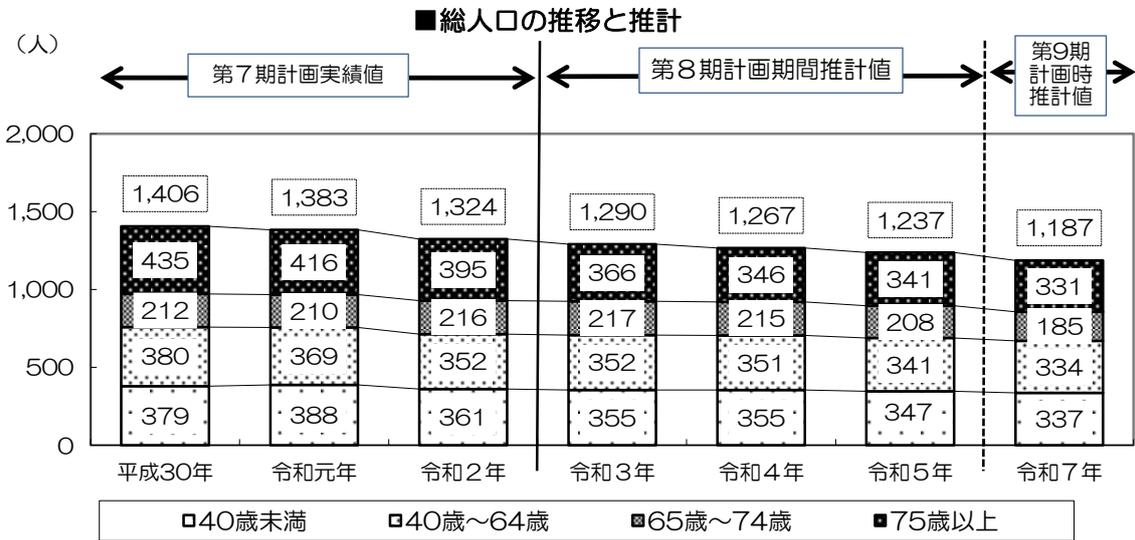
また、人口規模も極めて小さいことから、町全体を一つの日常生活圏域として設定するものとし、地域包括支援センターを中心に、効率的運営を念頭に集約を図るものとしします。

# 第2章 町の高齢者を取り巻く状況

## 第1節 高齢者等の現状

### 1 人口の推移と推計

令和2年9月末現在の本町の総人口は1,324人で減少傾向にあります。住民基本台帳(各年9月末現在)によるコーホート変化率法で算出(直近3か年平均の変化率採用)した推計では、75歳以上の人口が減少傾向となってきました。また、40歳未満人口も減少傾向にあり、近い将来においても減少傾向で推移することが予想されます。



### ■人口の推移と推計

(単位: 人/%)

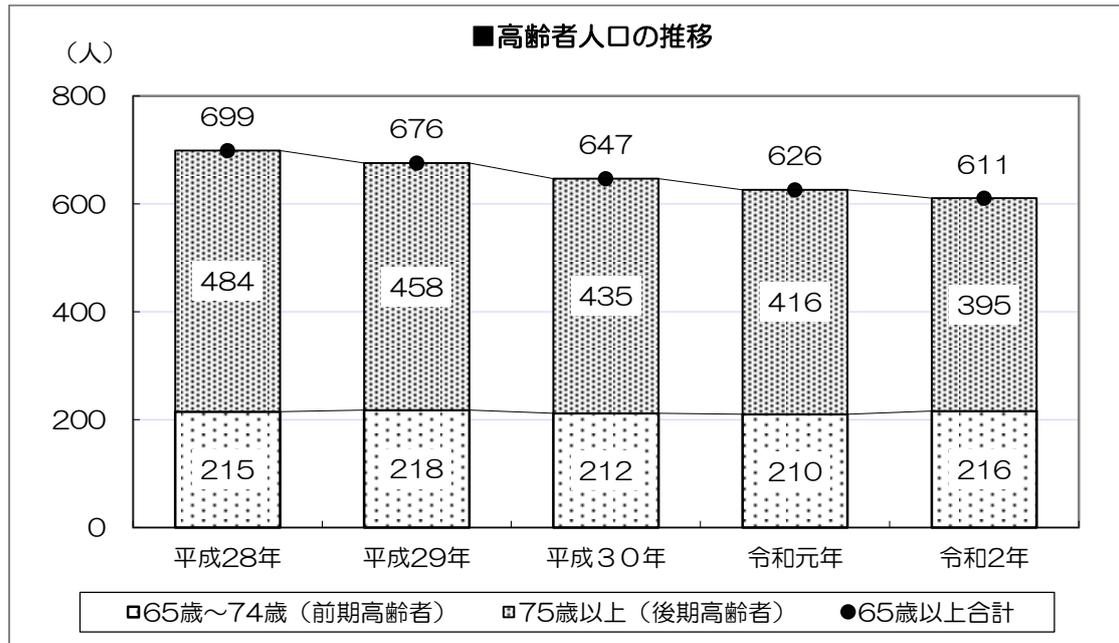
	実績			推計			
	第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
総人口	1,406	1,383	1,324	1,290	1,267	1,237	1,187
40歳未満人口	379	388	361	355	355	347	337
(人口構成比率)	27.0	28.1	27.3	27.5	28.0	28.1	28.4
40歳～64歳人口	380	369	352	352	351	341	334
(人口構成比率)	27.0	26.7	26.6	27.3	27.7	27.6	28.1
65歳以上人口	647	626	611	583	561	549	516
(人口構成比率)	46.0	45.3	46.1	45.2	44.3	44.4	43.5
65歳～74歳人口(前期高齢者)	212	210	216	217	215	208	185
(人口構成比率)	15.1	15.2	16.3	16.8	17.0	16.8	15.6
75歳以上人口(後期高齢者)	435	416	395	366	346	341	331
(人口構成比率)	30.9	30.1	29.8	28.4	27.3	27.6	27.9

資料: 住民基本台帳(各年9月末現在)によるコーホート変化率法で算出

## 2 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の推移

町の高齢者人口は減少傾向にあり、令和2年現在の高齢者人口は611人で、平成28年の699人から12.6%の減少となっています。特に75歳以上の後期高齢者の人口減が大きく、65歳～74歳の前期高齢者については横ばいで推移しています。



### ■高齢者人口推移 (各年9月末現在)

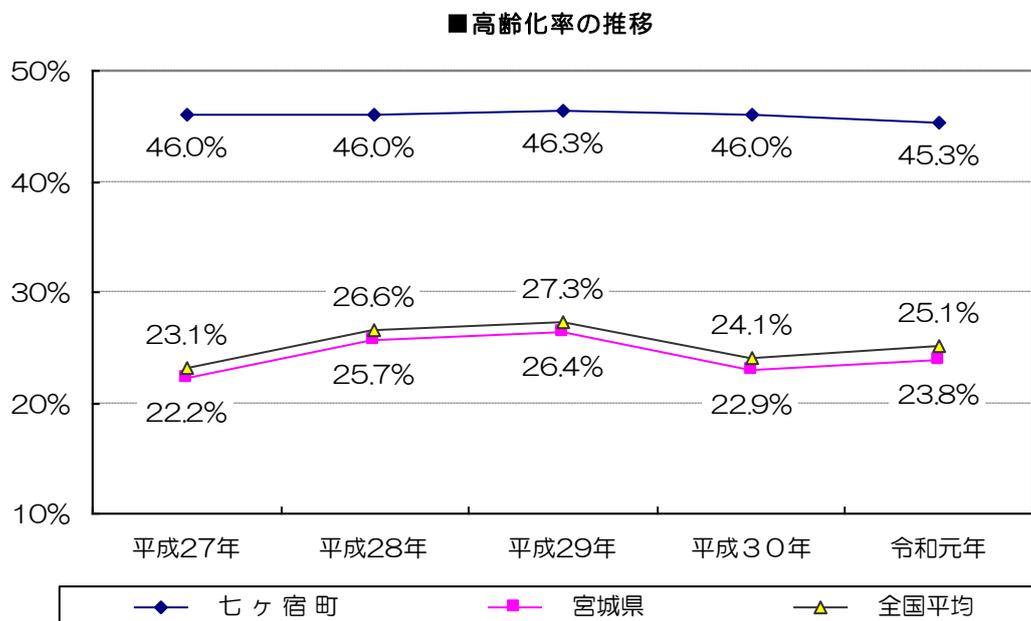
(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	1,518	1,459	1,406	1,383	1,324
65歳以上人口 (1号被保険者)	699	676	647	626	611
(人口構成比率)	46.0%	46.3%	46.0%	45.3%	46.1%
65歳～74歳人口 (前期高齢者)	215	218	212	210	216
(人口構成比率)	14.2%	14.9%	15.1%	15.2%	16.3%
75歳以上人口 (後期高齢者)	484	458	435	416	395
(人口構成比率)	15.7%	31.4%	30.9%	30.1%	29.8%

資料：住民基本台帳

## (2) 高齢化率の推移

町の高齢化率は、全国平均や宮城県を大きく上回って推移しており、令和2年現在で45.3%と、人口の半数近くが65歳以上の高齢者となっています。



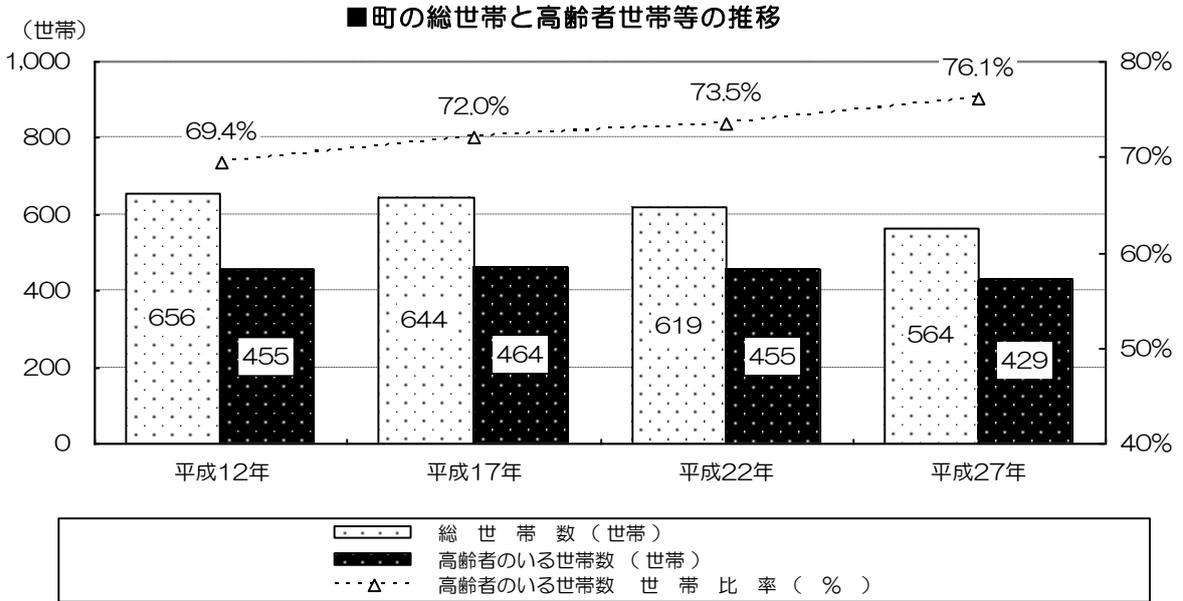
■ 国・県・七ヶ宿町の高齢化率推移（各年10月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
七ヶ宿町	46.0%	46.0%	46.3%	46.0%	45.3%
宮城県	22.2%	25.7%	26.4%	22.9%	23.8%
全国平均	23.1%	26.6%	27.3%	24.1%	25.1%

資料：総務省統計資料、住民基本台帳

### (3) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査による総世帯数は、平成12年から減少しており、平成27年現在で564世帯となっています。高齢者のいる世帯についても、平成22年以降は減少に転じ、平成27年は429世帯となっていますが、総世帯に占める割合は8割近くに達しています。



#### ■七ヶ宿町の高齢者世帯の状況 (各年10月1日現在)

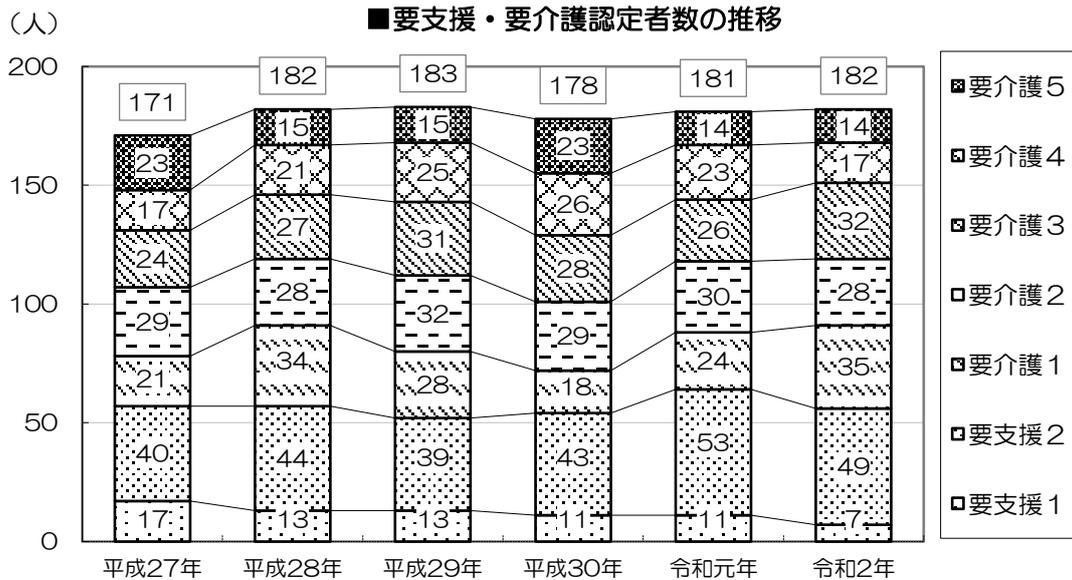
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数 (世帯)	656	644	619	564
高齢者のいる世帯数 (世帯)	455	464	455	429
世帯比率 (%)	69.4%	72.0%	73.5%	76.1%

資料：総務省統計資料国勢調査

### 3 要支援・要介護認定者数の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者数

第6期計画から第7期計画にかけて町の要支援・要介護認定者数は微増で推移し、令和2年現在で182人となっています。第7期においては、要支援2の高齢者の増加が顕著となっています。地域支援事業など介護予防施策が重要となってきます。



#### ■七ヶ宿町の要支援要介護認定者数の状況

(単位：人/%)

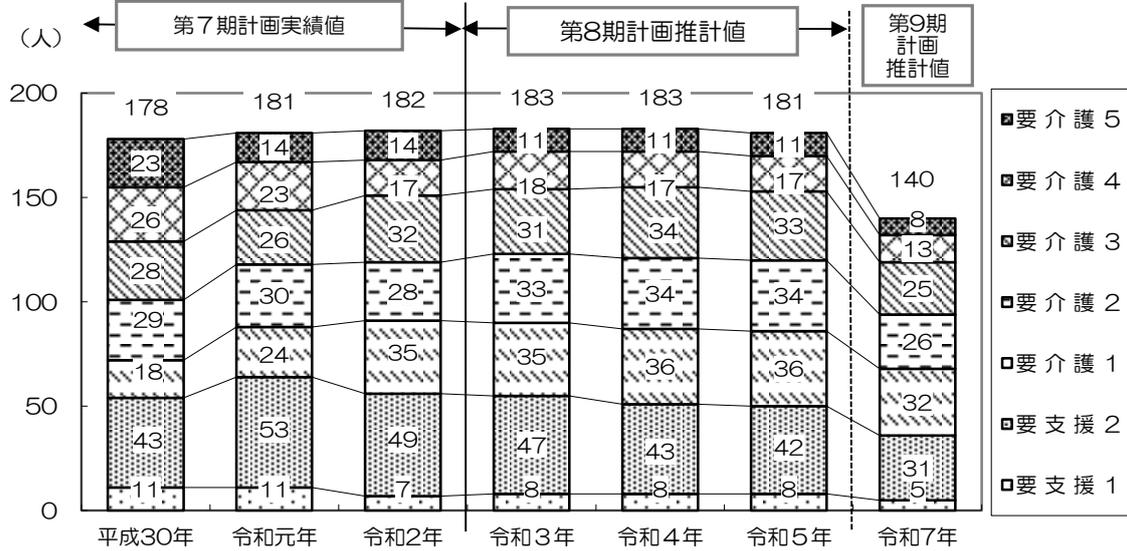
	第6期計画期間			第7期計画期間		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者人口	699	685	675	647	626	611
要支援・要介護認定者数	171	182	183	178	181	182
認定率	24.5%	26.6%	27.1%	27.5%	28.9%	29.5%
要支援1	17	13	13	11	11	7
認定比率	9.9%	7.1%	7.1%	6.2%	6.1%	4.4%
要支援2	40	44	39	43	53	49
認定比率	23.4%	24.2%	21.3%	24.2%	29.3%	26.1%
要介護1	21	34	28	18	24	35
認定比率	12.3%	18.7%	15.3%	10.1%	13.3%	18.9%
要介護2	29	28	32	29	30	28
認定比率	17.0%	15.4%	17.5%	16.3%	16.6%	17.8%
要介護3	24	27	31	28	26	32
認定比率	14.0%	14.8%	16.9%	15.7%	14.4%	17.2%
要介護4	17	21	25	26	23	17
認定比率	9.9%	11.5%	13.7%	14.6%	12.7%	9.4%
要介護5	23	15	15	23	14	14
認定比率	9.9%	9.7%	9.7%	12.9%	7.7%	6.1%

資料：住民基本台帳、介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

## (2) 要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間における要支援・要介護者数の推計は以下の通りとなります。

■要支援・要介護認定者推計（各年9月末現在）



■要支援・要介護認定者推計（各年9月末現在）

	実績			推計			
	第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
高齢者人口	647	626	611	583	561	549	516
要支援・要介護認定者数	178	181	182	183	183	181	140
認定率	27.5%	28.9%	29.5%	31.4%	32.6%	33.0%	27.1%
要支援1	11	11	7	8	8	8	5
認定構成比率	6.2%	6.1%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	3.6%
要支援2	43	53	49	47	43	42	31
認定構成比率	24.2%	29.3%	26.1%	25.7%	23.5%	23.2%	22.1%
要介護1	18	24	35	35	36	36	32
認定構成比率	10.1%	13.3%	18.9%	19.1%	19.7%	19.9%	22.9%
要介護2	29	30	28	33	34	34	26
認定構成比率	16.3%	16.6%	17.8%	18.0%	18.6%	18.8%	18.6%
要介護3	28	26	32	31	34	33	25
認定構成比率	15.7%	14.4%	17.2%	16.9%	18.6%	18.2%	17.9%
要介護4	26	23	17	18	17	17	13
認定構成比率	14.6%	12.7%	9.4%	9.8%	9.3%	9.4%	9.3%
要介護5	23	14	14	11	11	11	8
認定構成比率	12.9%	7.7%	6.1%	6.0%	6.0%	6.1%	5.7%

（※平成30年・令和元年は介護保険事業報告9月分実績値、見える化システムによる算出）

## 第2節 福祉・介護サービスの利用状況

### 1 各種保健・福祉サービス

#### (1) 健康相談・健康教室等

健康相談では、健診等に係る保健指導や生活習慣病の予防、心身の健康の個別相談などを実施するとともに、健康教室では、参加者の身体状況に合った段階的な運動教室を開催しています。参加状況はともに減少傾向にあります。

##### ■健康相談

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
健康相談	利用者数（延人）	186	209	200

資料：健康福祉課

##### ■健康教室

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
よいとし教室	利用者数（人）	82	67	94
	実施回数（回）	12	11	10
元気塾教室	利用者数（人）	82	67	65
	実施回数（回）	12	11	10
リハクト教室	利用者数（人）	159	169	172
	実施回数（回）	27	27	26
スポーツメイト	利用者数（人）	220	180	90
	実施回数（回）	20	20	9

資料：健康福祉課

#### (2) 高齢者福祉事業

高齢者を対象とした高齢者福祉事業では、「緊急通報システム事業」「在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業」の年度末設置件数及び実施回数が横ばい傾向で推移しています。

##### ■高齢者福祉事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
緊急通報システム事業	新規設置者数（人）	5	5	2
	年度末設置件数（台数）	14	13	13
在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業	利用者数（人）	24	18	23
	実施回数（回）	2	2	2

資料：健康福祉課

### (3) 介護保険外サービス（任意事業）

介護保険事業以外のサービスでは、「配食サービス」の延利用回数が拡大しています。

#### ■任意事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護支援教室・交流事業 （介護応援事業）	参加者数（人）	150	601	407
	延実施回数（回）	58	47	45
在宅老人等紙おむつ支給事業	対象者数（人）	26	20	16
配食サービス事業	利用者数（人）	6	8	11
	延実施回数（回）	353	324	1,200

資料：健康福祉課

### (4) その他事業等

その他では、「単位老人クラブ」のクラブ数は6か所のままですが、会員数が減少しています。

#### ■その他事業等

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
老人クラブの状況	単位老人クラブ数（クラブ）	6	6	5
	会員数（人）	137	123	105

資料：健康福祉課

## 2 地域支援総合事業

### (1) 介護予防・日常生活総合事業

介護予防・日常生活総合事業は、要支援2の高齢者の増加に伴ってケアプランの作成数がほぼ横ばい傾向で推移しています。

#### ■介護予防ホームヘルプの実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
ケアプラン作成数	要支援1 (人)	48	43	48
	要支援2 (人)	327	380	360

資料：健康福祉課

#### ■介護予防・生活支援サポーター養成講座の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防・生活支援サポーター養成講座	修了者数 (人)	0	0	0

資料：健康福祉課

#### ■介護予防・生活支援サポーターフォローアップ研修の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防・生活支援サポーターフォローアップ研修	開催回数 (回)	0	0	0
	延参加人数 (人)	0	0	0

資料：健康福祉課

### (2) 総合相談・権利擁護

総合相談支援事業については、来所相談が増加しています。権利擁護関係では、令和元年度に成年後見制度の利用実績が生じています。

#### ■総合相談支援事業の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合相談支援事業	訪問相談 (件)	632	750	695
	来所相談 (件)	427	527	534
	電話相談 (件)	658	593	573

資料：健康福祉課

#### ■虐待の相談支援の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
虐待の相談支援	相談実人数 (人)	0	3	0

資料：健康福祉課

#### ■権利擁護（成年後見制度）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
権利擁護事業（成年後見制度）	相談実人数 (人)	0	2	2

資料：健康福祉課

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務におけるケアマネジャー支援では、月1回の定例ケア会議、地域ケア会議を実施しています。令和2年度のケアマネジャー支援及び地域ケア会議についてはコロナ禍の影響により実施回数が減少しました。

#### ■ケアマネジャー支援の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
定例ケア会議	支援回数 (回)	12	12	8
介護保険利用者情報提供	支援回数 (回)	0	0	0
相談支援	支援回数 (回)	0	0	0
県ケアマネジャー協会多職種連携研修支援	支援回数 (回)	0	0	1

資料：健康福祉課

#### ■介護保険サービス事業所支援の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援	支援回数 (回)	0	0	0

資料：健康福祉課

#### ■地域ケア会議の開催状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域ケア会議の開催	開催回数 (回)	12	12	8

資料：健康福祉課

#### ■支え合いネットワーク構築支援の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
支え合いネットワーク構築支援研修会	参加人数 (人)	0	0	0

資料：健康福祉課

#### (4) 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業（社会保障充実分）においては、在宅医療・介護連携推進事業として協議会や懇談会の開催、協議会情報誌の調査・資料配布、生活支援体制整備事業の協議体会議を実施しています。

##### ■在宅医療・介護連携推進事業の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
在宅医療・介護連携推進事業	協議会開催回数（回）	3	1	0
	懇談会開催回数（回）	1	1	0
協議会情報誌の調査・資料配布	調査・資料配布（件）	1	1	1

資料：健康福祉課

##### ■生活支援体制整備事業の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
協議体会議	開催回数（回）	1	1	1

資料：健康福祉課

##### ■認知症サポーター養成講座の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症サポーター養成講座	開催回数（回）	0	0	0
	延参加人数（人）	0	0	0

資料：健康福祉課

##### ■認知症家族交流会の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症家族交流会	開催回数（回）	0	0	0
	延参加人数（人）	0	0	0

資料：健康福祉課

##### ■認知症キャラバンメイトの会の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症キャラバンメイトの会	開催回数（回）	0	0	0

資料：健康福祉課

### 3 介護保険サービス

#### (1) 訪問・通所系サービス

訪問・通所系サービスについて、第7期計画期間（平成30年～令和2年）における利用状況は、「訪問介護」が200件台でやや増加、「訪問入浴介護」が減少、「訪問看護」が12件と横ばい傾向、「居宅療養管理指導」が44件と増加、「通所介護」が令和元年には460件へとやや増加しています。

##### ■訪問介護・介護予防訪問介護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
訪問介護 (件数)	167	198	243	233	268
介護予防訪問介護 (件数)	70	44	0	0	0

##### ■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
訪問入浴介護 (件数)	0	7	13	8	0
介護予防訪問入浴介護 (件数)	0	0	0	0	0

##### ■訪問看護・介護予防訪問看護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
訪問看護 (件数)	0	9	12	1	12
介護予防訪問看護 (件数)	0	0	0	0	1

##### ■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
訪問リハビリテーション (件数)	0	2	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション (件数)	0	0	0	0	0

##### ■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
居宅療養管理指導 (件数)	0	7	32	36	44
介護予防居宅療養管理指導 (件数)	0	0	0	0	0

##### ■通所介護・介護予防通所介護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
通所介護 (件数)	484	444	418	388	460
介護予防通所介護 (件数)	208	165	0	0	0

##### ■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
通所リハビリテーション (件数)	9	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション (件数)	0	0	0	0	0

## (2) 短期入所系のサービス

短期入所系のサービスについては、「短期入所生活介護」が194件へと増加し、「介護予防短期入所生活介護」が減少しています。また、「特定施設入居者生活介護」が令和2年に24件と増加しています。

### ■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
短期入所生活介護 (件数)	142	167	142	152	194
介護予防短期入所生活介護 (件数)	39	40	30	16	1

### ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
短期入所療養介護 (件数)	13	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (件数)	0	0	0	0	0

### ■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定施設入居者生活介護 (件数)	0	7	1	13	24
介護予防特定施設入居者生活介護 (件数)	0	0	0	8	0

## (3) 福祉用具貸与・購入及び住宅改修のサービス

福祉用具・住宅改修のサービスについては、「福祉用具貸与」が376件、「介護予防福祉用具貸与」が202件と増加しています。「特定福祉用具購入」「介護予防特定福祉用具購入」と「住宅改修」「介護予防住宅改修」についても、一桁台の利用ですが令和元年で利用が伸びています。

### ■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
福祉用具貸与 (件数)	350	347	344	318	376
介護予防福祉用具貸与 (件数)	67	96	153	196	202

### ■特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定福祉用具購入 (件数)	7	7	1	4	6
介護予防特定福祉用具購入 (件数)	4	3	3	5	2

### ■住宅改修・介護予防住宅改修

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
住宅改修 (件数)	0	1	3	3	1
介護予防住宅改修 (件数)	4	1	1	4	0

#### (4) 施設系のサービス

施設系のサービスについては、「介護老人福祉施設」が300件を超えて推移し、「介護老人保健施設」については、令和元年は減少しています。

##### ■介護老人福祉施設

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
介護老人福祉施設 (件数)	218	272	343	346	311

##### ■介護老人保健施設

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
介護老人保健施設 (件数)	172	204	221	163	144

##### ■介護療養型医療施設

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
介護療養型医療施設 (件数)	0	0	0	0	0

#### (5) 地域密着型サービス及びその他介護保険サービス

地域密着型サービス及びその他介護保険サービスについては、「認知症対応型共同生活介護」が100件台の横ばいで推移しています。「居宅介護支援」については令和2年で741件と増加し、「介護予防支援」は200件台へと増加しています。

##### ■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認知症対応型共同生活介護 (件数)	108	108	109	103	103
介護予防認知症対応型共同生活介護 (件数)	0	0	0	5	0

##### ■居宅介護支援・介護予防支援

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
居宅介護支援 (件数)	672	679	630	605	741
介護予防支援 (件数)	306	292	178	202	202



## 第3節 アンケート調査結果の概要

### 【調査の概要】

#### ◇調査目的

令和3（2021）年度～5（2023）年度を計画期間とする「七ヶ宿町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期計画）」の策定にあたり、高齢者の生活実態や介護保険サービス利用者の利用状況や利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ◇調査方法

調査方法は郵送による配布・回収を実施しました。

#### ◇調査期間

令和2年8月14日から令和2年9月11日。

#### ◇調査対象者

##### ①介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

七ヶ宿町在住の高齢者（65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者、要支援認定者）について、399人を無作為抽出

##### ②在宅介護実態調査

七ヶ宿町在住の要介護認定（要介護1～5）を受け、在宅で暮らしている方から85人を無作為で抽出

#### ◇回収結果

調査対象	配布数	回収数	回収率
日常生活圏域二一ズ調査	399通	219通	54.9%
在宅介護調査	85通	36通	42.4%

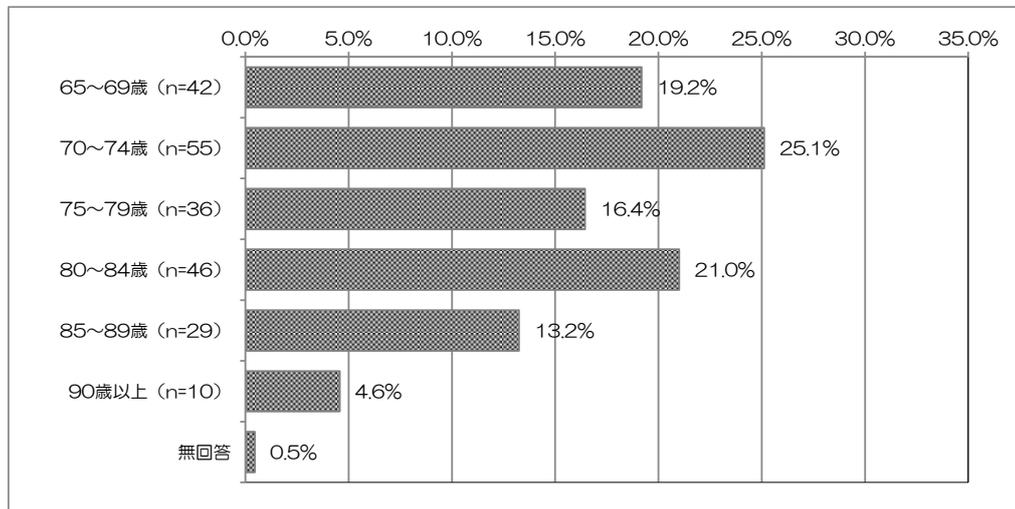
#### ◇調査結果の見方

- ・調査結果は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- ・図表中のnは該当質問での回答者総数を表します。質問に対する回答は1つの場合や、いくつでもよい場合（複数回答）などがありますが、複数回答の場合、合計比率は100%を超える場合があります。

# 1 日常生活圏域ニーズ調査

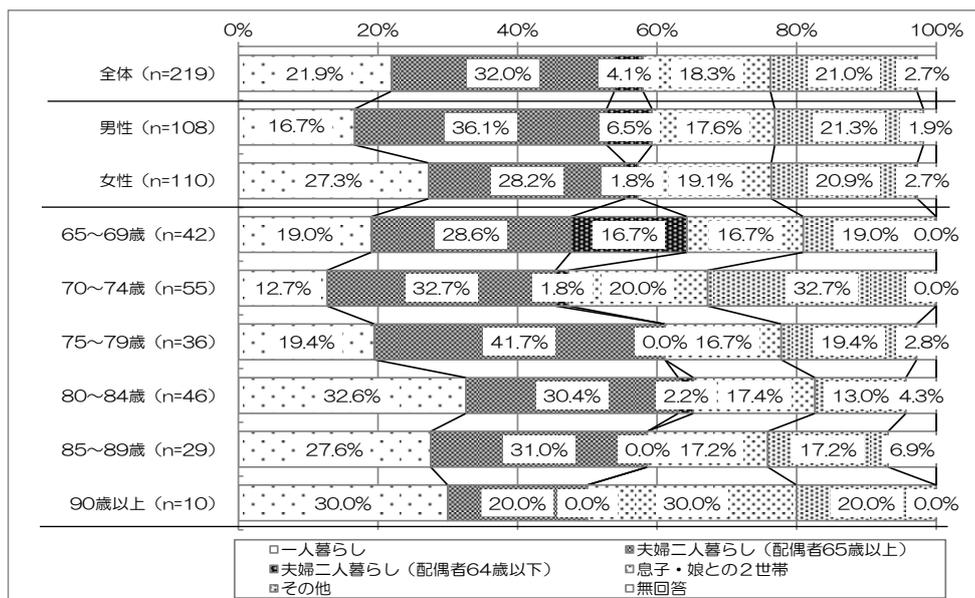
## (1) 回答者（本人）の年齢

回答者の年齢階層は「70歳から74歳」の割合が25.1%と最も高く、次いで「80歳から84歳」の割合が21.0%となっています。



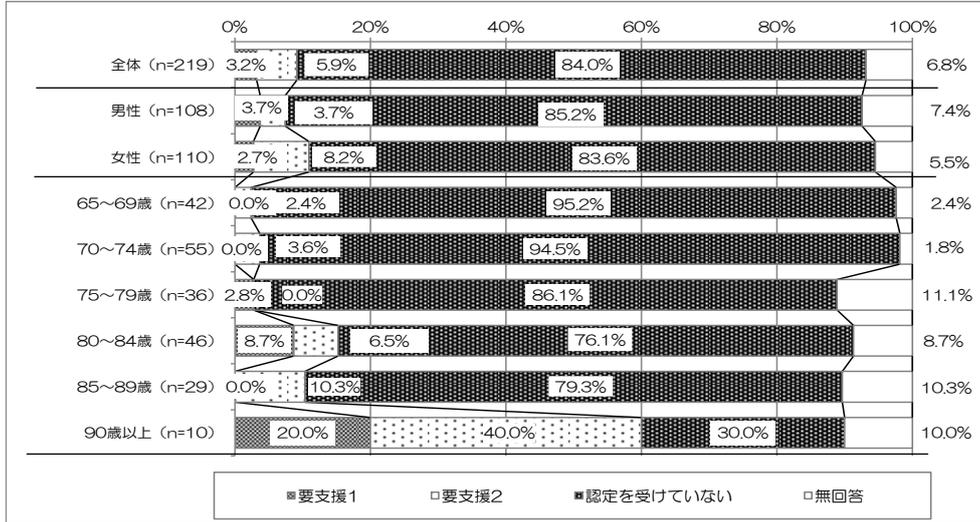
## (2) 家族構成

回答者の家族構成は「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」が32.0%と最も高く、次いで「一人暮らし」が21.9%、「その他」が21.0%、「息子・娘との2世帯」が18.3%などとなっています。「一人暮らし」の割合が2割を超えており、要介護となった場合の支援体制の確保が必要と考えられます。



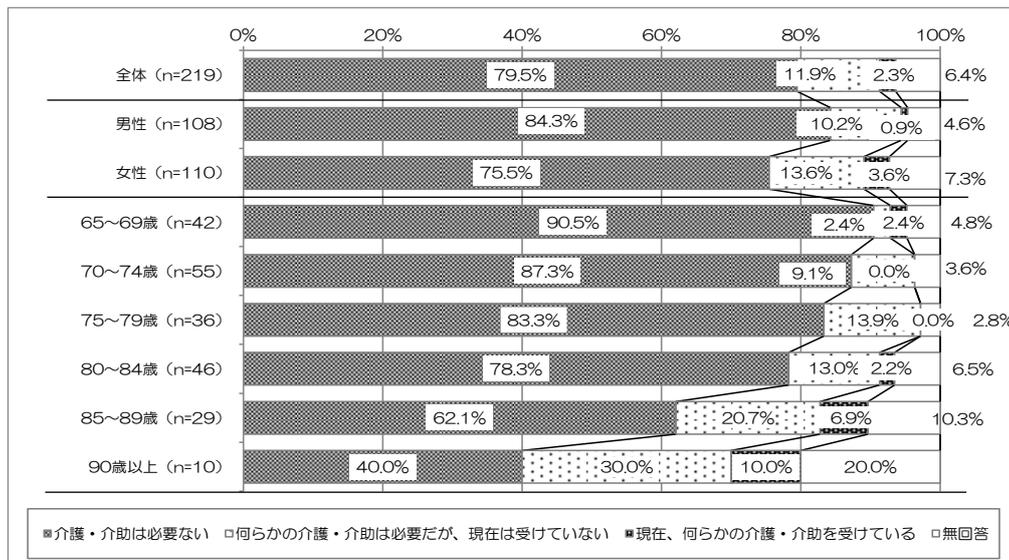
### (3) 要介護の認定状況

回答者の要介護の認定状況では「認定を受けていない」の割合が84.0%と最も高く、次いで「要支援2」の割合が5.9%、「要支援1」が3.2%となっています。年齢階層別で見ると、『80歳以上』の方に「要支援2」「要支援1」の割合が高くなっています。



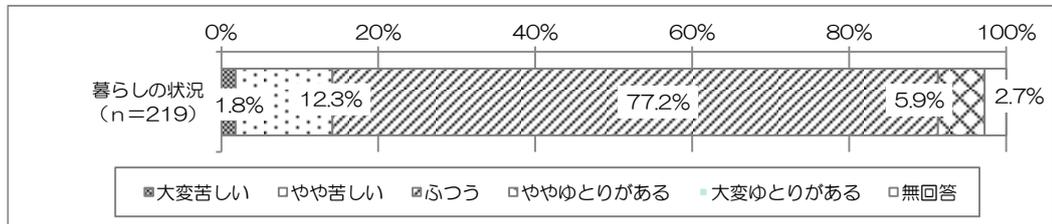
### (4) 介護・介助の必要性

普段の生活で「介護・介助の必要はない」と回答した割合が79.5%と最も高く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答した方の割合が11.9%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」と回答した方の割合が2.3%となっています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答した方で約1割の方が今後の潜在的な介護サービスの利用者と考えられます。



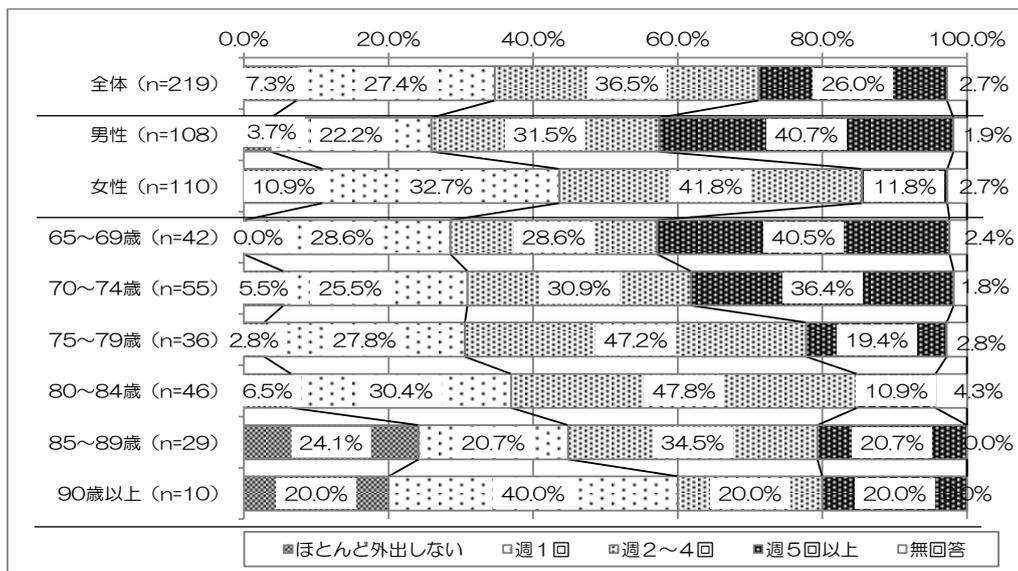
## (5) 暮らしの状況

経済的な生活状況について「ふつう」と回答した方の割合が77.2%と最も高く、「大変苦しい」「やや苦しい」とした方の回答は14.1%となっています。主観的ではありますが約8割の方が経済状況的に「ふつう」と感じています。



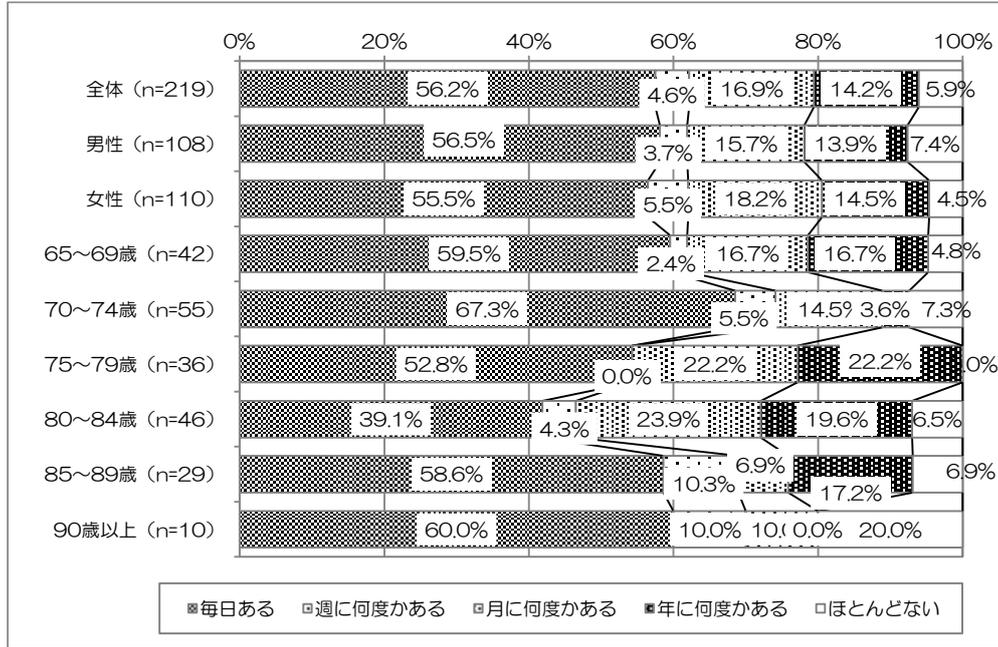
## (6) 外出の状況

外出状況について「ほとんど外出しない」と「週1回程度外出する」と回答した方を合わせると34.7%となり、日頃から外出をしない方の割合が3割以上と高くなっています。



## (7) 共食の機会

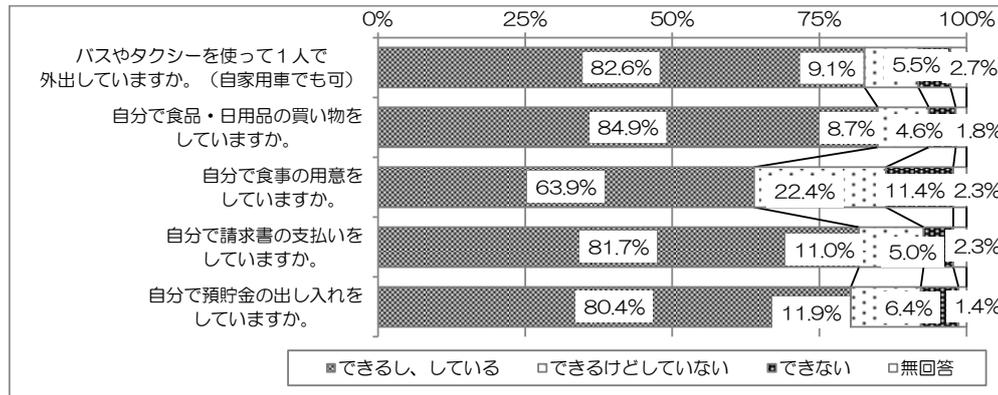
誰かと食事をもにする機会について、「年に何度かある」「ほとんどない」と回答した方の割合は 20.1%となっており、割合がやや高くなっています。



## (8) 自身でできること

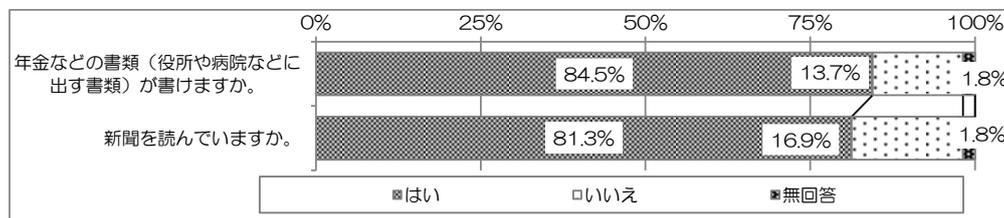
バスや電車を使った外出、食品・日用品の買い物、請求書の支払い、預貯金の出し入れについて自分自身で行っているとした回答の割合については8割以上となっています。

一方、食事の用意に関して自身で行っていると回答した方の割合は 63.9%と他の行動より低い傾向にあります。



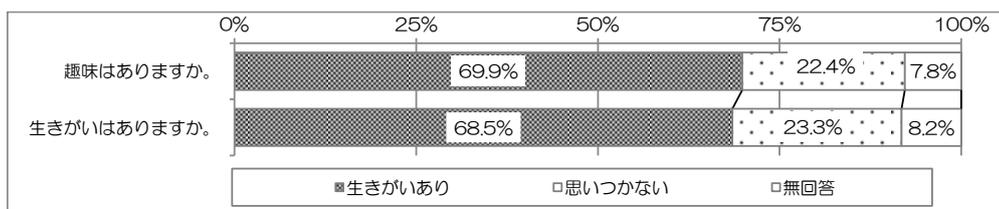
### (9) 書類の記載など

年金などの書類の記載については84.5%が書けるとの回答となっています。また新聞を読むことについては81.3%の方が読んでいるとの回答となっています。



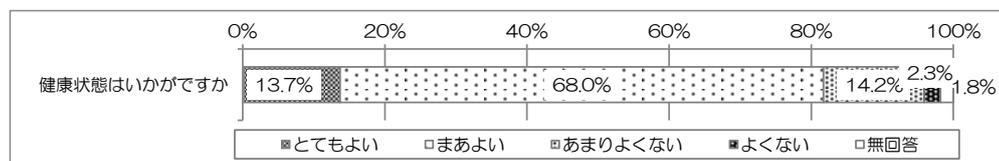
### (10) 趣味と生きがい

趣味に関しては22.4%が「思いつかない」、また、生きがいについても23.3%が「思いつかない」と回答しています。趣味や生きがい等を見いだせるような場の提供や活動に関する情報提供、相談といった取り組みが必要とされています。



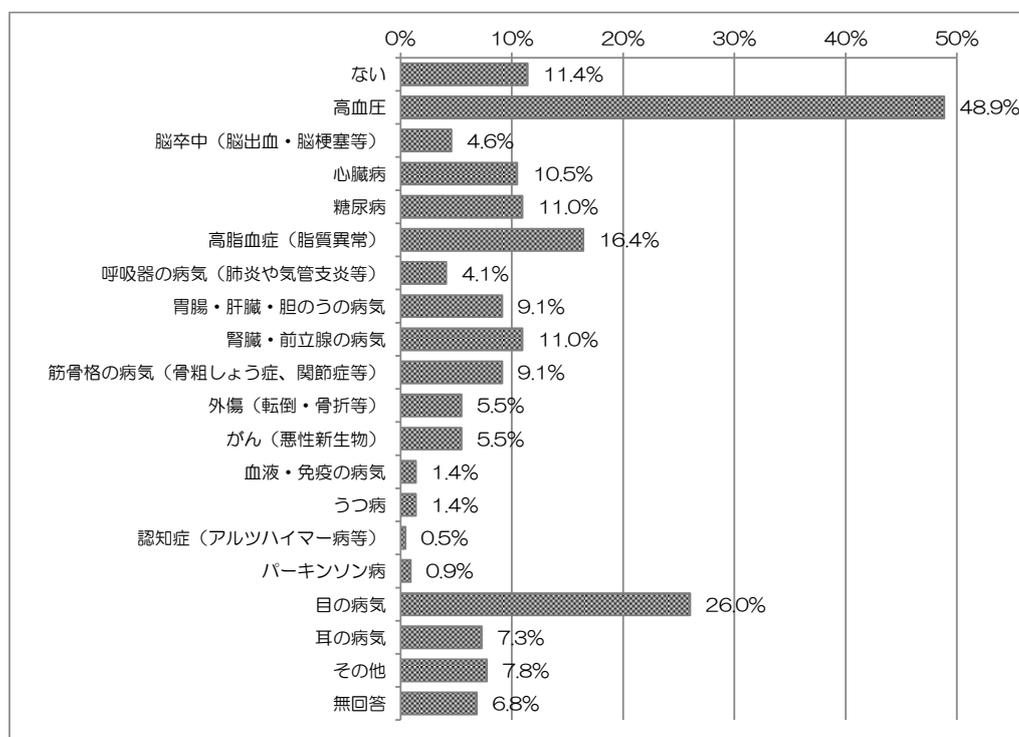
### (11) 現在の健康状態

現在の健康状態について「とても良い」と回答した方の割合が13.7%、「まあよい」と回答した方の割合が68.0%となり、81.7%の方が良いと回答している一方で、16.5%の方が「あまりよくない」「よくない」と回答しています。



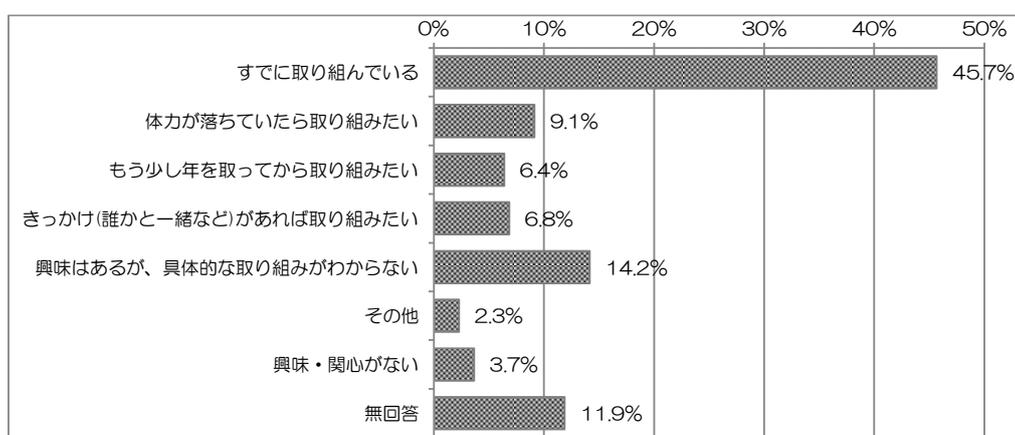
## (12) 現在の病気

現在治療中・後遺症のある病気として「高血圧」が48.9%と最も高く約半数となっており、次いで「目の病気」が26.0%、「高脂血症（脂質異常）」が16.4%となっています。また、三大疾病の視点でみると「心臓病」が10.5%、「がん」が5.5%、「脳卒中」が4.6%となっています。



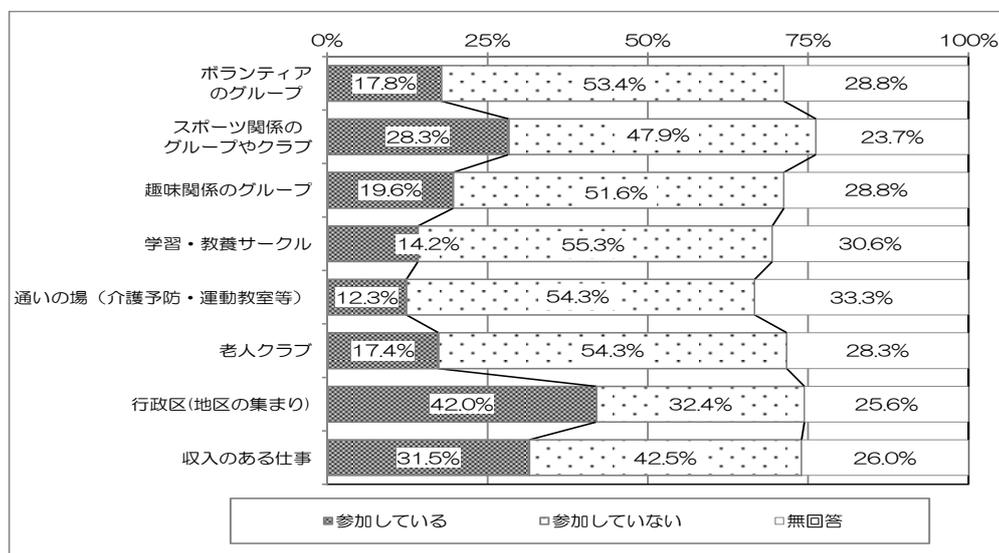
## (13) 介護予防の取り組み

寝たきりや認知症など、介護を必要とする状態にならないよう、介護予防に取り組んでいるかでは、「すでに取り組んでいる」が45.7%と最も高く、次いで「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が14.2%など高い割合となっています。



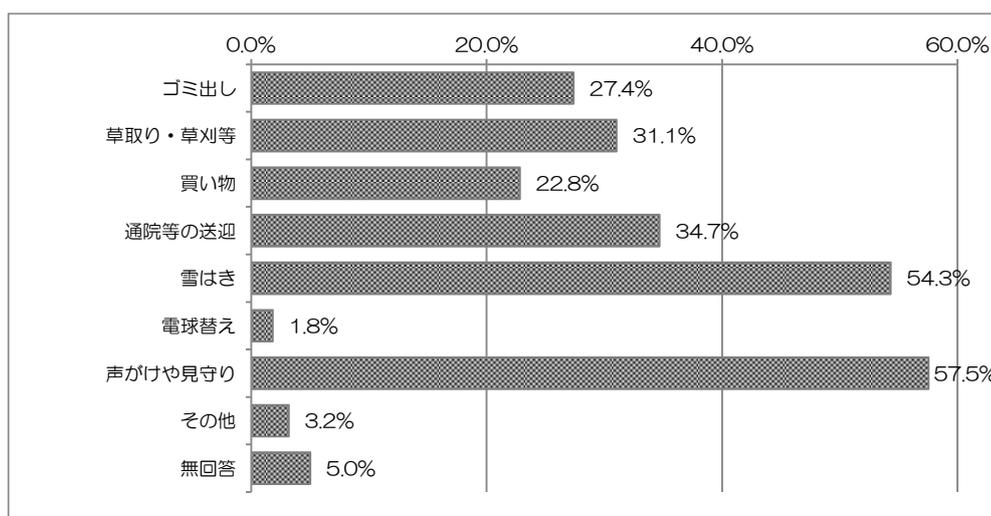
## (14) 地域活動への参加

参加している地域活動は『行政区（地区の集まり）』『収入のある仕事』『スポーツ関係のグループやクラブ』がそれぞれ 42.0%、31.6%、28.3%となっており、『ボランティアのグループ』への参加については 17.8%となっています。



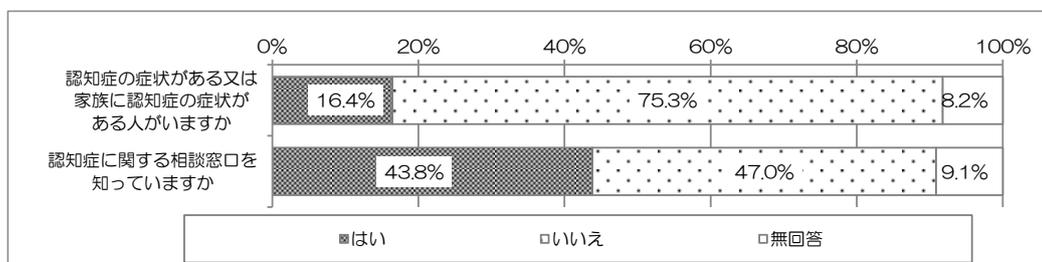
## (15) 助け合いが必要なこと

地域で高齢者の方が安心して暮らしていくためにはどのような「たすけあい」があればいいかでは、「声かけや見守り」が 57.5%と最も高く、次いで「雪はき」が 54.3%、「通院等の送迎」が 34.7%などとなっています。地域特性として、近隣との関係性や除雪、送迎など地域課題があげられ、地域福祉の施策が重要となっています。



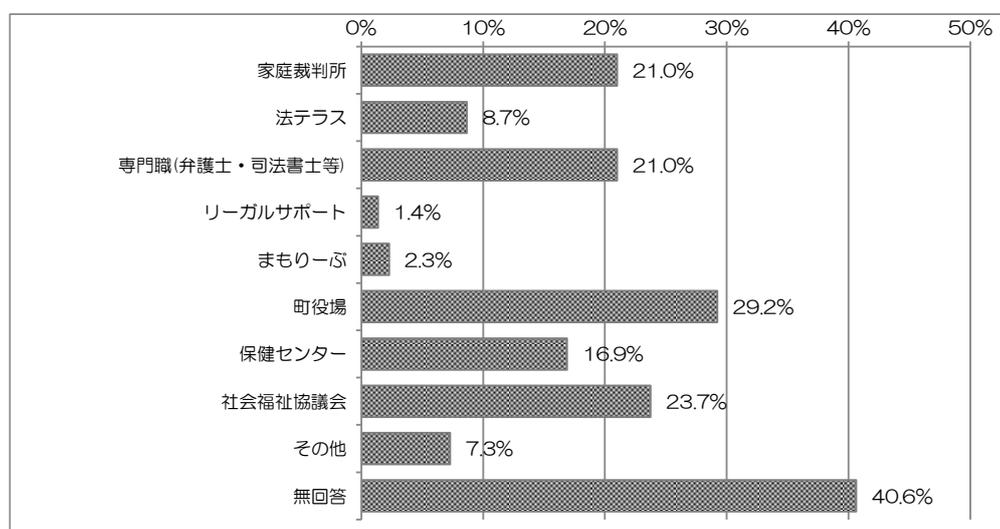
## (16) 認知症の症状・相談

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状のある人の状況では、「はい」と回答した方が16.4%となっています。また、認知症に関する相談窓口の認知状況では、「はい」と回答した方が43.8%、「いいえ」が47.0%とほぼ同じ割合となっており、相談窓口の広報周知が必要となっています。



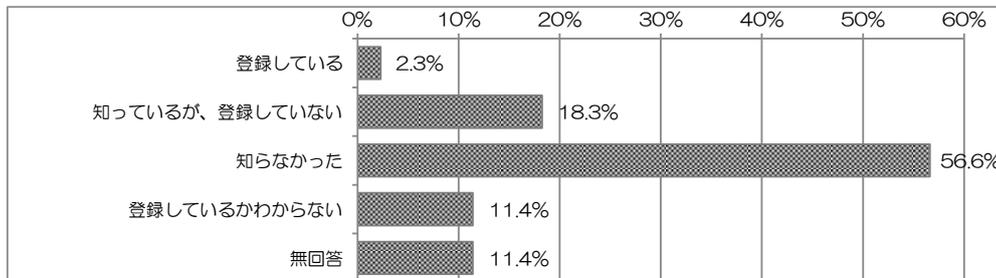
## (17) 成年後見制度の相談窓口

成年後見人の相談窓口の認知状況では、「町役場」が29.2%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が23.7%、「家庭裁判所」「専門職(弁護士・司法書士等)」のそれぞれが21.0%などとなっています。



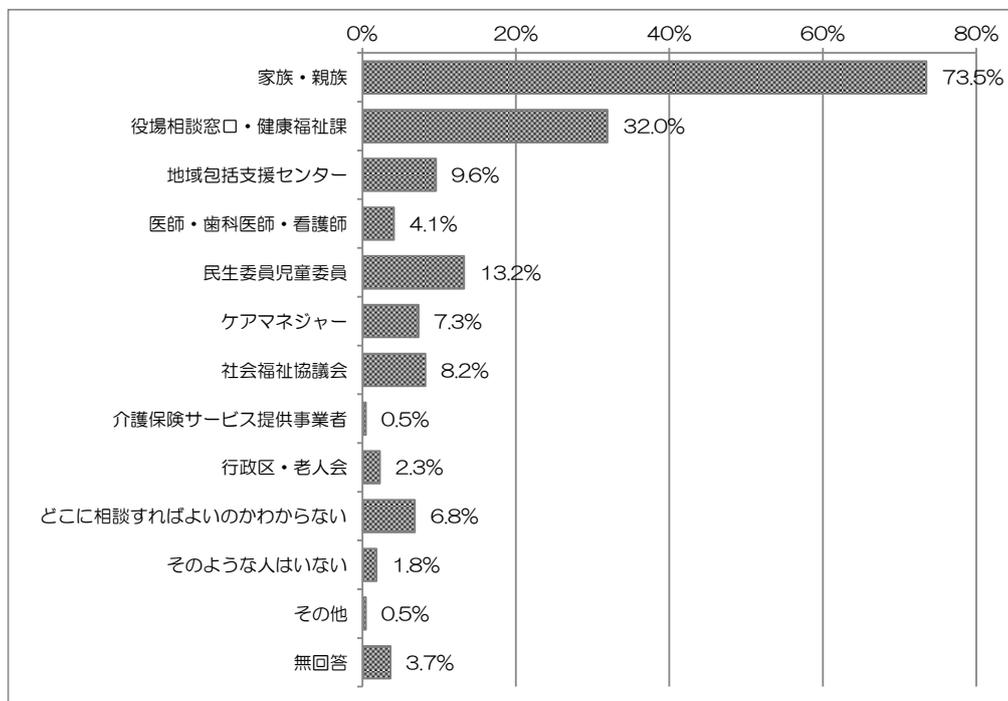
## (18) 避難行動要支援者情報登録制度

水害や地震など、災害に備えた防災の取り組みとして、町に登録する制度（避難行動要支援者情報登録制度）への登録状況では、「登録している」が2.3%、「知っているが、登録していない」が18.3%、「知らなかった」が56.6%、「登録しているかわからない」が11.4%となっています。



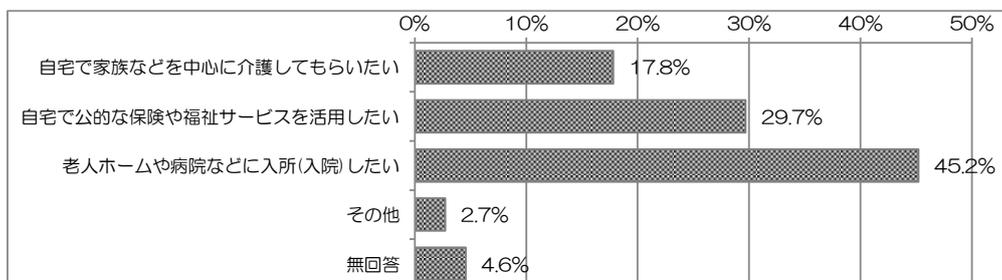
## (19) 困りごとの相談先

普段生活で困ったとき相談先では、「家族・親族」が73.5%と最も高く、次いで「役場相談窓口・健康福祉課」が32.0%、「民生委員児童委員」が13.2%、「地域包括支援センター」が9.6%、「社会福祉協議会」が8.2%などとなっています。一方、「どこに相談すればよいかかわからない」が6.8%となっています。



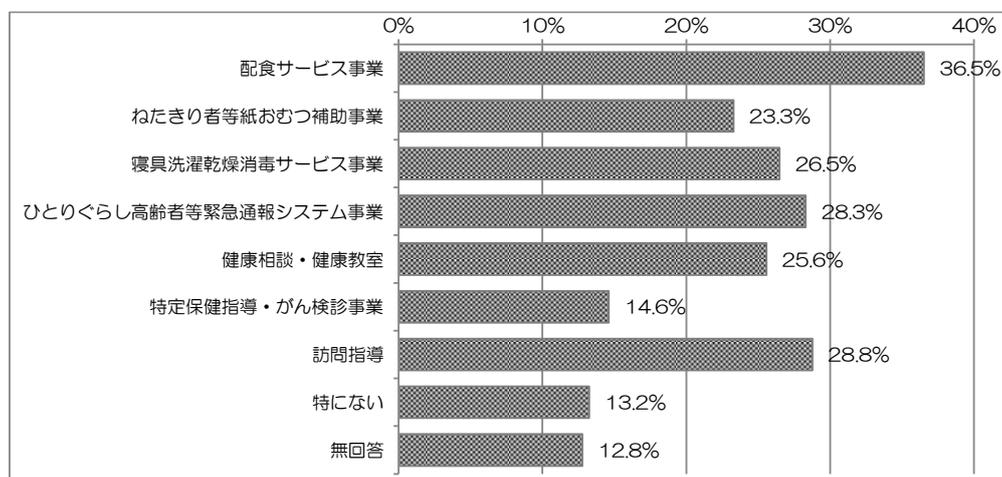
## (20) 介護が必要になったとき

介護が必要となった時の介護サービスの利用意向では、「老人ホームや病院などに入所（入院）したい」が45.2%最も高く、次いで「自宅で公的な保険や福祉サービスを活用したい」が29.7%、「自宅で家族などを中心に介護してもらいたい」が17.8%などとなっています。



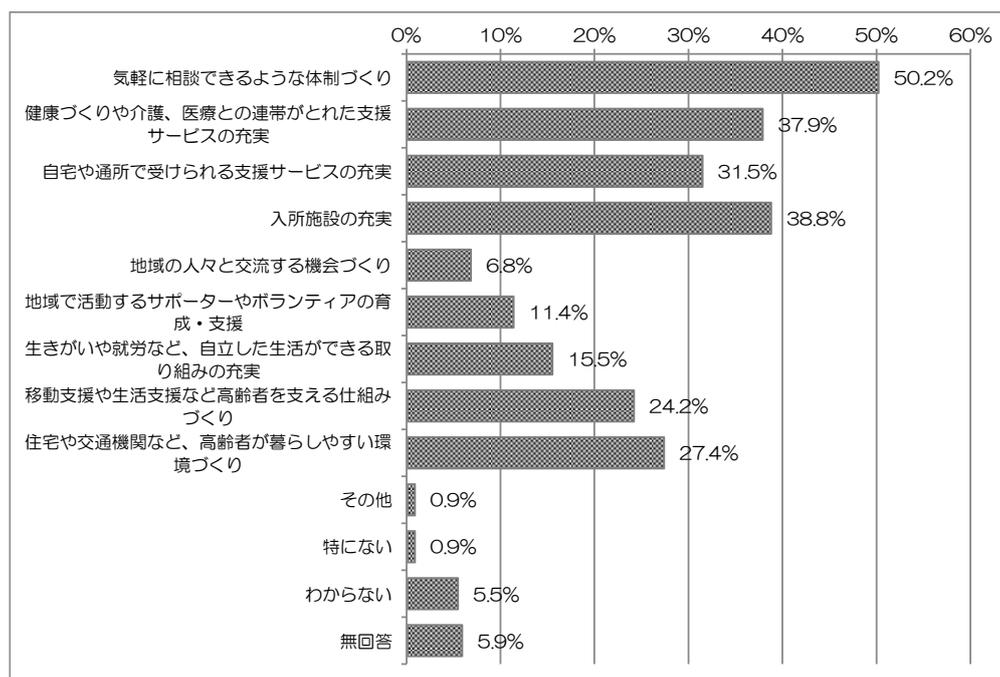
## (21) 介護保険以外のサービスの利用意向

町が行っている介護保険以外サービスの利用意向については、「配食サービス事業」が36.5%と最も高く、次いで「訪問指導」が28.8%、「ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業」が28.3%、「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」が26.5%、「健康相談・健康教室」が25.6%、「ねたきり者等紙おむつ補助事業」が23.3%などとなっています。一方、「特にない」が13.2%となっています。



## (22) 町が重点的に進めるべきこと

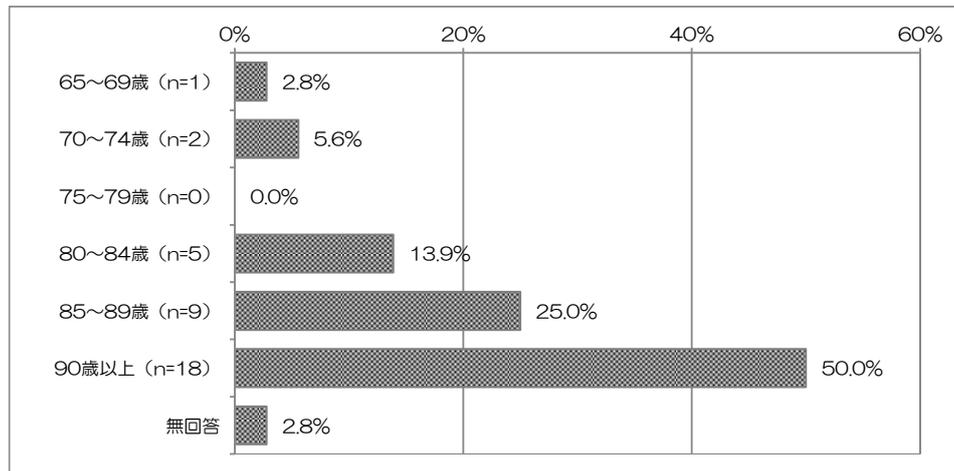
町が重点的に進めるべきことでは、「気軽に相談できるような体制づくり」が50.2%と最も高く、次いで「入所施設の充実」が38.8%、「健康づくりや介護、医療との連携がとれた支援サービスの充実」が37.9%、「自宅や通所で受けられる支援サービスの充実」が31.5%、「住宅や交通機関など高齢者が暮らしやすい環境づくり」が27.4%、「移動支援や生活支援など高齢者を支える仕組みづくり」が24.2%などとなっています。



## 2 在宅介護調査

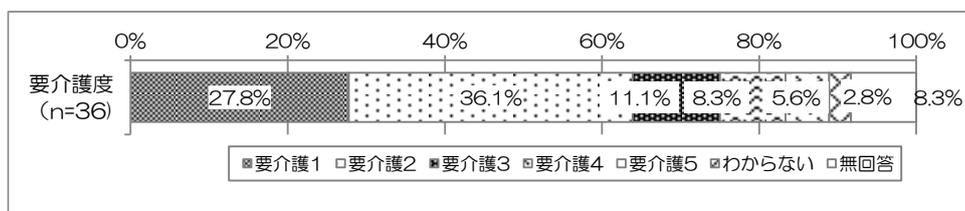
### (1) 回答者（本人）の年齢

ご本人の年齢階層別では「90歳以上」が50.0%、「85～89歳」が25.0%、「80～84歳」13.9%、「70～74歳」が5.6%「65～69歳」が2.8%となっています。



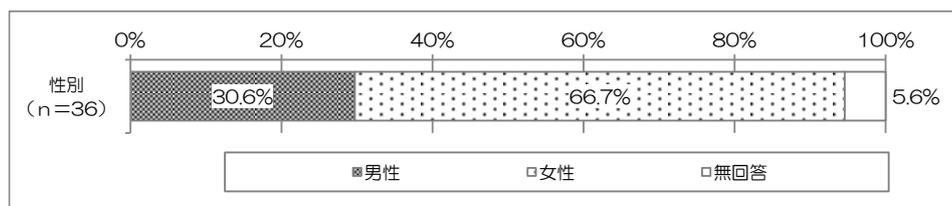
### (2) 本人の要介護度

ご本人の要介護度別では「要介護1」が27.8%、「要介護2」が36.1%、「要介護3」が11.1%、「要介護4」が8.3%、「要介護5」が5.6%、「わからない」が2.8%となっています。



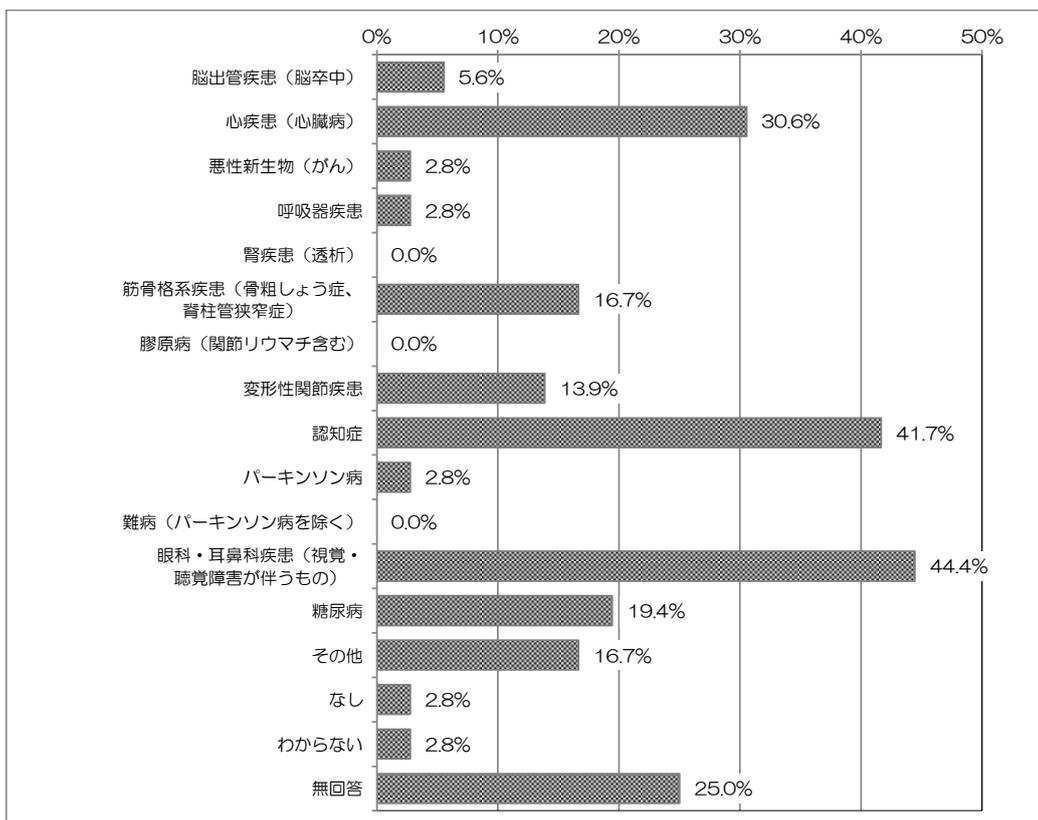
### (3) 本人の性別

ご本人の性別では「男性」の割合が30.6%、「女性」が66.7%となっています。



#### (4) 本人の抱えている傷病

ご本人の現在抱えている傷病としては「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害が伴うもの）」が44.4%と最も高く、次いで「認知症」が41.7%、「心疾患（心臓病）」が30.6%、「糖尿病」が19.4%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症）」「その他」のそれぞれが16.7%、「変形性関節疾患」が13.9%などとなっています。



#### (5) 施設等への入所・入居の検討

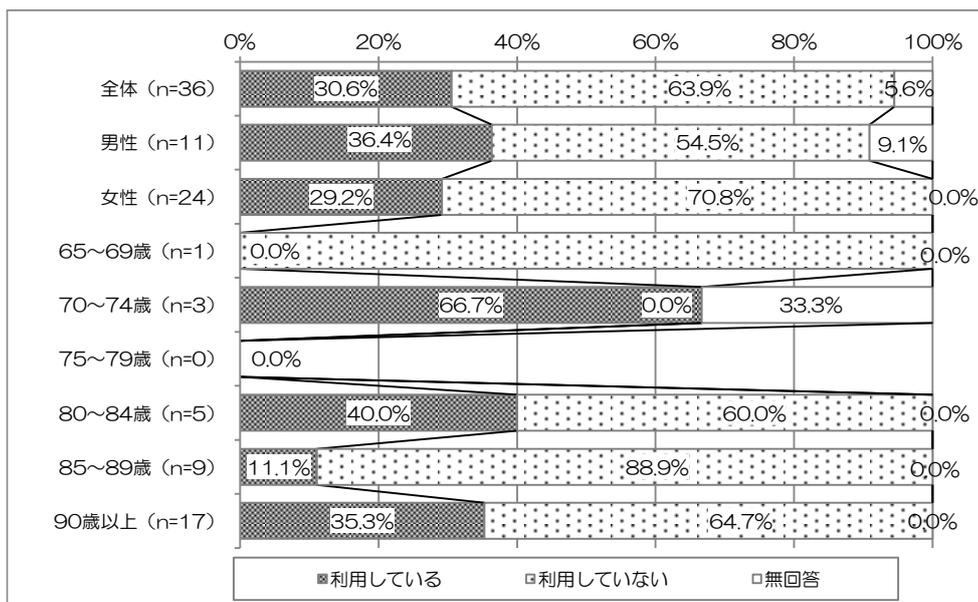
ご本人が現時点での施設等への入所・入居の検討状況については「入所・入居は検討していない」が30.6%と最も高く、次いで「すでに入所・入居の申し込みをしている」が16.7%、「入所・入居を検討している」が8.3%となっています。



## (6) 介護保険サービスの利用状況

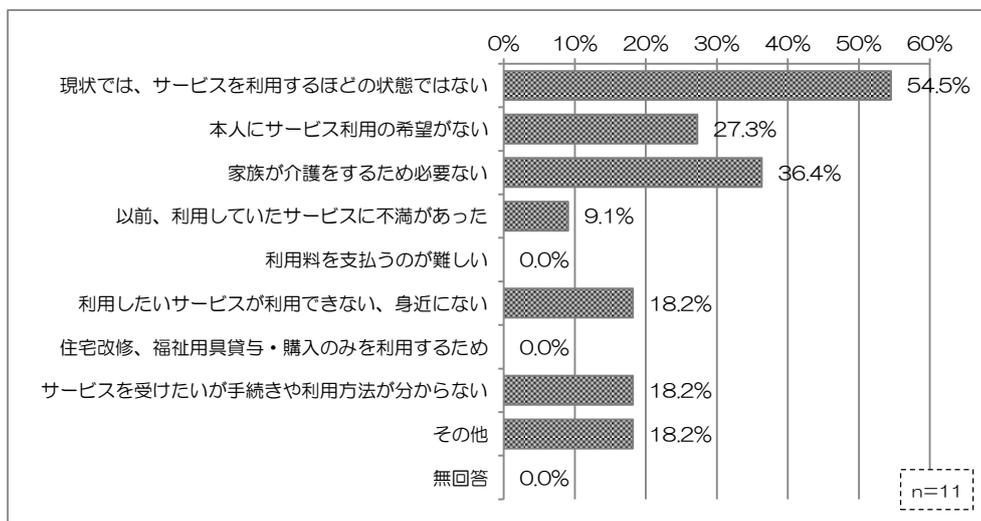
ご本人の1か月の間に、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスの利用状況については「利用している」が30.6%、「利用していない」が63.9%となっています。

年齢階層別でみると、「利用している」では「70～74歳」が66.7%と最も高くなっており、次いで「80～84歳」が40.0%、「90歳以上」が35.3%などとなっています。



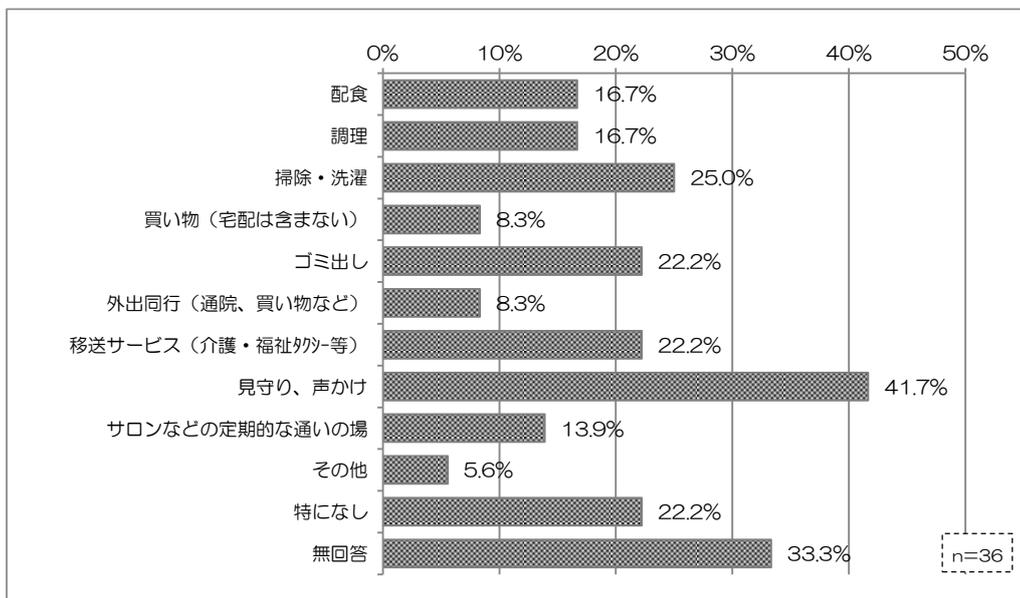
## (7) 介護保険サービスを利用していない理由

ご本人が介護保険サービスを利用していない理由では、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が54.5%と最も高く、次いで「家族が介護をするため必要ない」が36.4%、「本人にサービス利用の希望がない」が27.3%などとなっています。



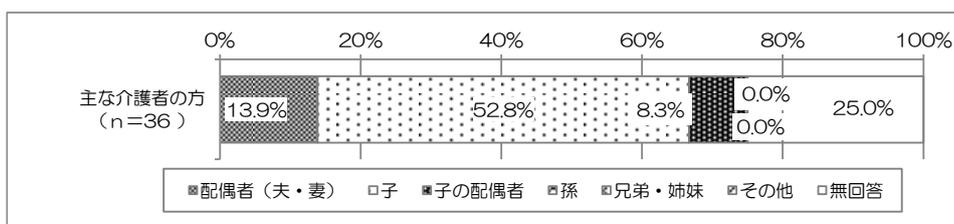
## (8) 在宅生活に必要な支援・サービス

ご本人が今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスでは、「見守り、声かけ」が41.7%と最も高く、次いで「掃除・洗濯」が25.0%、「ゴミ出し」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「特になし」のそれぞれが22.2%となっています。



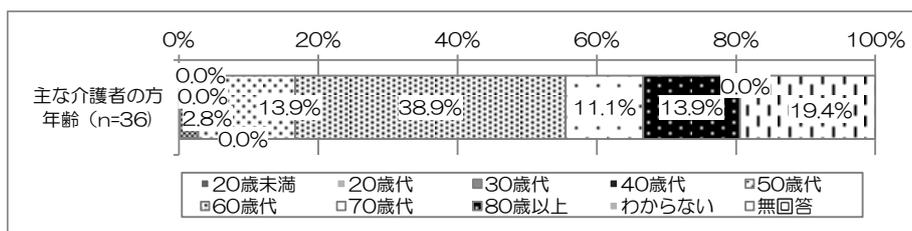
## (9) 主な介護者

主な介護者の方については「配偶者（夫・妻）」が13.9%、「子」が52.8%、「子の配偶者」が8.3%などとなっています。



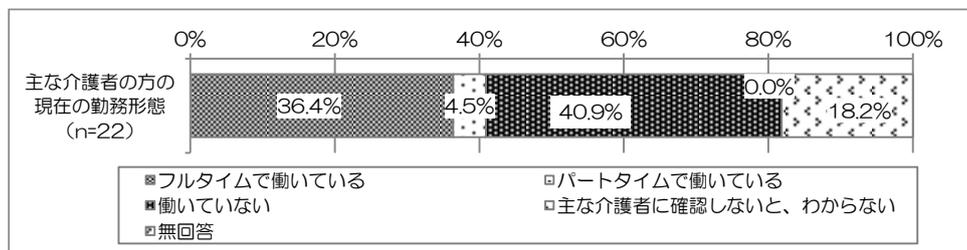
## (10) 主な介護者の年齢

主な介護者の方の年齢では「60歳代」が38.9%、次いで「50歳代」「80歳代」がそれぞれ13.9%、「70歳以上」が11.1%などとなっており、老老介護の割合が高くなっています。



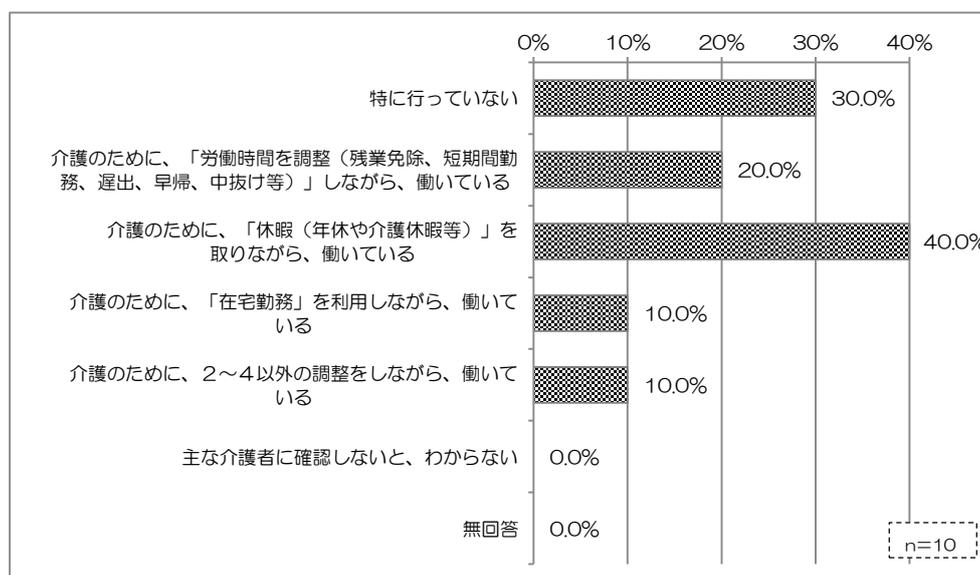
### (11) 主な介護者の就労状況

主な介護者の方の現在の就労状況については「働いていない」が40.9%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が36.4%、「パートタイムで働いている」が4.5%となっています。



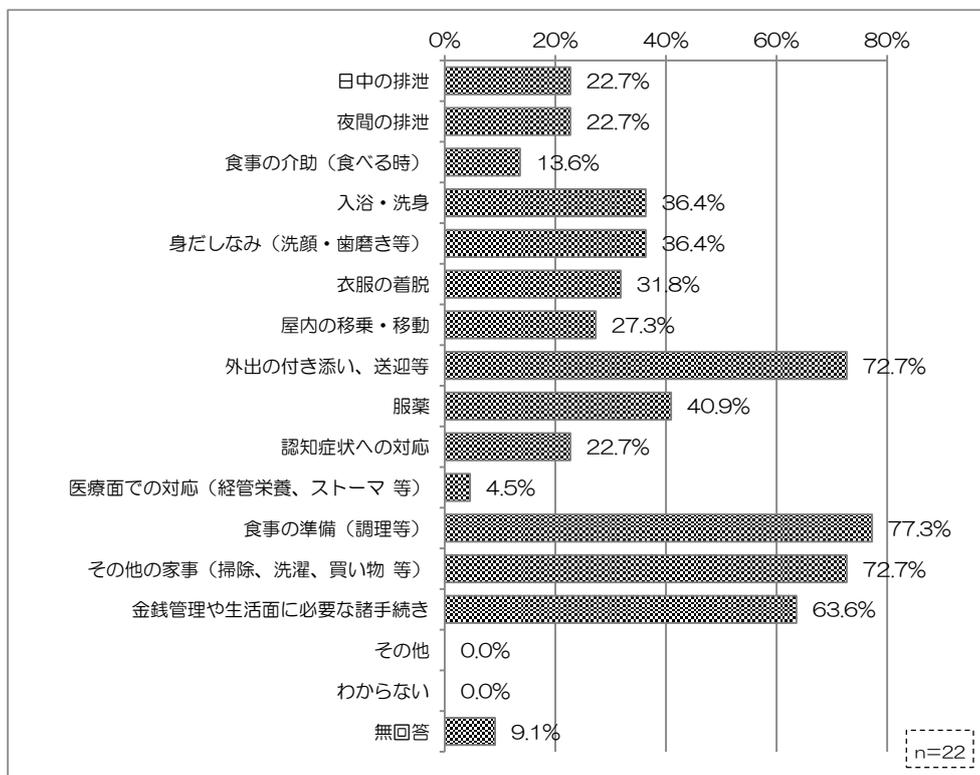
### (12) 介護のための働き方の調整等

主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしているかでは、『介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が40.0%と最も高く、次いで「特に行っていない」が30.0%、「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短期間勤務、遅出、早帰、中抜け等)」しながら、働いている」が20.0%などとなっています。



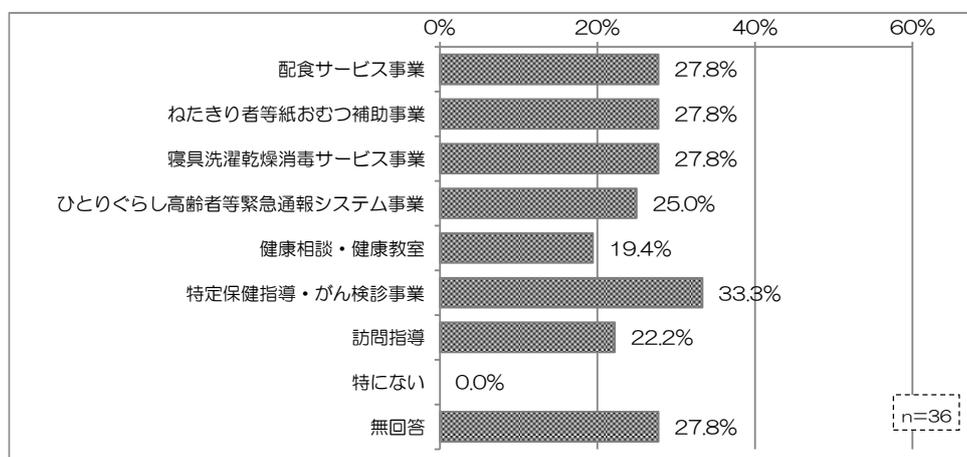
### (13) 主な介護者が行っている介護の内容

主な介護者の方が行っている介護等については、「食事の準備（調理等）」が77.3%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が72.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が63.6%、「服薬」が40.9%などとなっています。



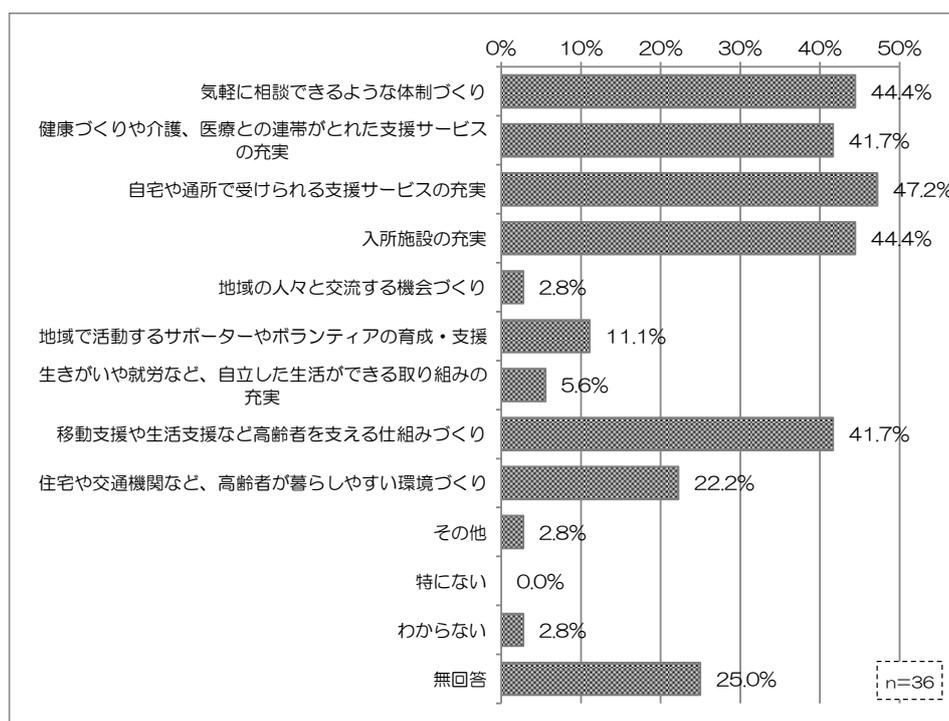
### (14) 介護保険以外のサービスの利用意向

町が行っている介護保険以外サービスの利用意向については、「特定保健指導・がん検診事業」が33.3%最も高く、次いで「配食サービス事業」「ねたきり者等紙おむつ補助事業」「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」のそれぞれが27.8%、「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」が25.0%となっています。



## (15) 町が重点的に進めるべきこと

町が重点的に進めるべきことでは、「自宅や通所で受けられる支援サービスの充実」が47.2%と最も高く、次いで「気軽に相談できるような体制づくり」「入所施設の充実」のそれぞれが44.4%健康づくりや介護、「医療との連携がとれた支援サービスの充実」「移動支援や生活支援など高齢者を支える仕組みづくり」のそれぞれが41.7%、「住宅や交通機関など高齢者が暮らしやすい環境づくり」が22.2%などとなっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

令和2年からの10年間を計画期間とする第6次七ヶ宿町長期総合計画は、保健福祉分野の基本方針として、「安心づくり」を掲げ、「誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり」を目指しています。

したがって、本計画では長期総合計画の基本方針を踏まえて、「高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、地域包括ケアシステムの構築を継続しつつ保健・医療・介護・福祉のサービスを充実し、高齢者及びその家族を地域ぐるみで支える仕組みづくりを推進します。

**高齢者が健やかに安心して暮らせる  
まちづくり**





## 第2節 基本目標

本計画に掲げる基本理念を具体的に実現していくために、次の4つを基本目標として施策の展開を図っていきます。

### 基本目標1 地域で支えあうまちづくり

高齢者の総合相談の窓口として、地域包括支援センターを中心に、地域の高齢者の様々な相談に対応するとともに、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント、認知症高齢者への支援体制を充実します。また、成年後見制度や権利擁護に関する相談・助言等を行い、日常生活を支援します。

元気な高齢者が知識や経験を、地域活動などの様々な活動に活かすことで高齢者自身の生きがいづくりや、社会的な役割の担い手として活躍できるよう取り組みます。

### 基本目標2 健康で暮せるまちづくり

高齢者が生涯にわたって、健康を維持し、生き生きとした生活を営むことができるよう、生活習慣病の予防対策や疾病の早期発見・重症化予防に向けた各種検診・保健指導の充実など健康づくりにかかる施策を推進します。

介護予防・日常生活支援総合事業において、対象者の把握を行い、サービス提供を充実する中で高齢者の自立を支援していくとともに、医療の体制づくりと、医療と介護の一体的な提供を進めていきます。

また、感染症や予防接種についての正しい知識を普及し、感染症の発生予防、まん延の防止に向けた取り組みを進めます。

### 基本目標3 安心・安全のまちづくり

高齢者が安心して生活できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインに対応した環境整備を進めます。また、災害時における高齢者等の避難行動要支援者の現状把握、避難誘導や避難生活を支えるための整備を図るとともに、高齢者が消費者被害その他犯罪等の被害者とならないよう防犯対策や、交通事故など様々な犯罪や事故に巻き込まれることを防ぐための対策などに取り組みます。

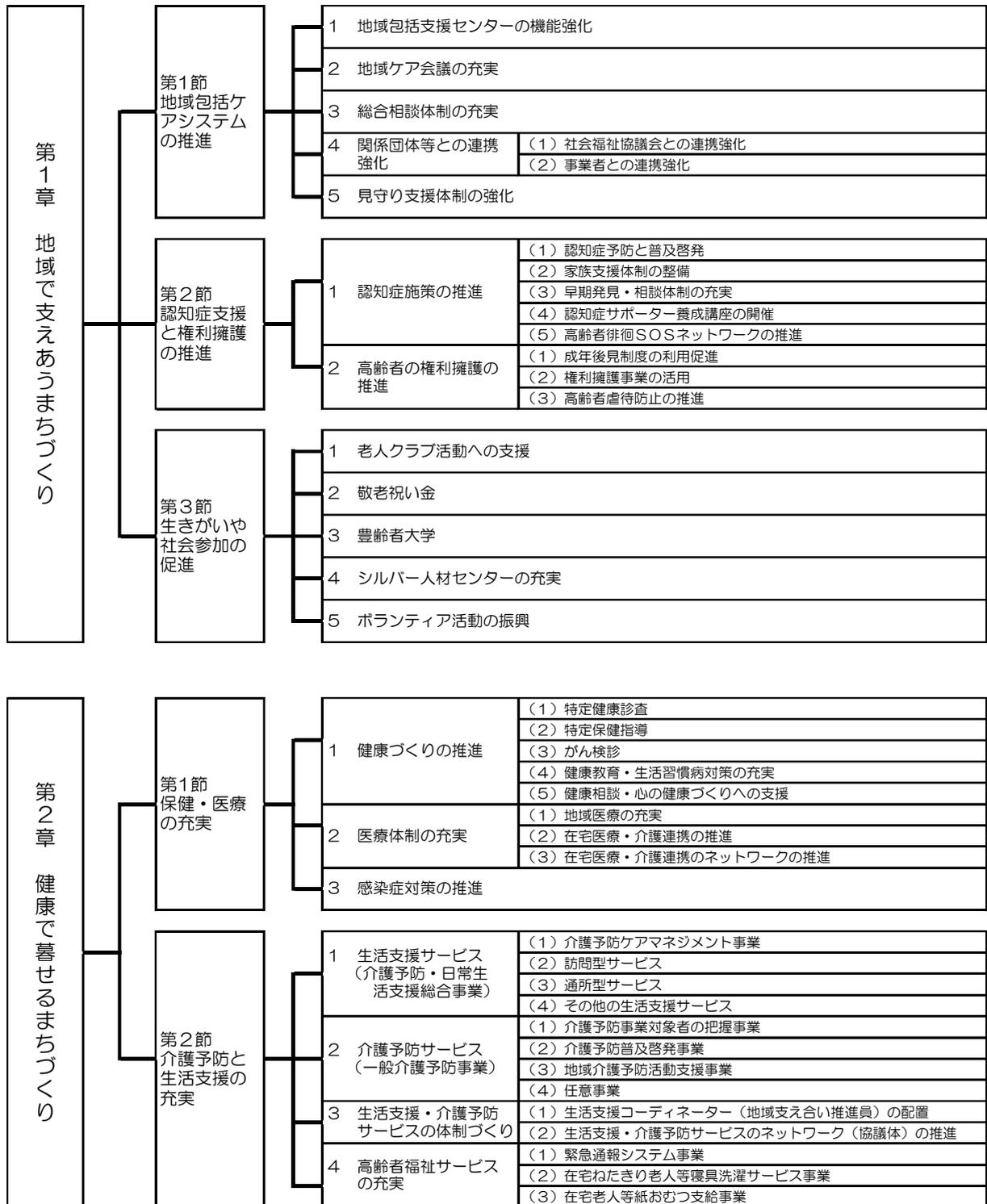
## 基本目標4 介護・福祉のまちづくり

介護保険サービスの提供体制について、必要な介護保険サービスの提供基盤の整備に取り組むとともに、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢世帯、認知症の高齢者に対する支援を充実します。

介護保険制度を持続可能な制度とするため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検など介護給付費の適正化の取り組みを進めていきます。



## 第3節 施策の体系





第3章 ちづくり 安心・安全のま	第1節 生活環境の 基盤整備	1 住まいの整備	(1) 住宅の整備 (2) 住宅改修
		2 バリアフリー化の 推進	(1) 公共建築物の整備
			(2) 民間建築物の整備促進と支援
			(3) 道路の整備 (4) 公園等の整備
	第2節 防犯・防災 対策の充実	1 防災対策の充実	(1) 防災体制の充実
			(2) 消防・救急体制の強化
			(3) 災害弱者対策の充実
		2 防犯対策の充実	(1) 防犯意識の醸成
			(2) 防犯体制の強化
			(3) 消費者被害対策の強化

第4章 介護・福祉の まちづくり	第1節 介護サー ビスの充実	1 居宅サービス	(1) 訪問介護
			(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
			(3) 訪問看護・介護予防訪問看護
			(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
			(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
			(6) 通所介護
			(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
			(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
			(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
			(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
	(11) 特定福用具購入費・介護予防福祉用具購入費		
	(12) 住宅改修・介護予防住宅改修		
	(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護		
	(14) 居宅介護支援・介護予防支援		
	2 地域密着型サービス	(1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	
		(2) その他の地域密着型サービス	
	3 施設のサービス	(1) 介護老人福祉施設	
		(2) 介護老人保健施設	
		(3) 介護医療院	
		(4) 介護療養型医療施設	
第2節 介護サー ビスの質の 確保・向上	1 サービス種類別の 確保策	(1) 介護保険給付対象サービス	
		(2) 市町村特別給付	
		(3) サービスの目標量を設定しないサービス	
	2 人材確保と質の向上		
	3 介護保険ケアマネジメント機能の充実支援		
	4 介護サービス事業者への助言・指導の強化		
	5 各種評価や事業者情報の提供		
6 苦情相談窓口等の体制の整備			
7 介護給付適正化の推進			





# 第2部 各論

---





# 第1章 地域で支えあうまちづくり

---

## 第1節 地域包括ケアシステムの推進

---

### 【現状と課題】

町の高齢化率は、全国平均や宮城県を大きく上回って推移しており、令和元年現在で45.3%と、人口の半数近くが65歳以上の高齢者となっています。また、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、地域包括ケアシステムを推進しており、地域包括支援センターでは、地域における保健・医療・福祉サービス提供を総合的に行い、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護などに取り組んでいます。

令和2年度に実施したアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）（以下「令和2年度実態調査」という。）では、町が重点的に進めるべき施策として「気軽に相談できるような体制づくり」や「健康づくりや介護、医療との連携がとれた支援サービスの充実」を求める割合が高くなっており、地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、隣近所の助け合いという本町の特性を継続し「見守る・支える」を行うための住民主体の取り組みについても充実していく必要があります。

### 【施策の方向性】

#### 1 地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護連携の強化、認知症施策の推進、生活支援体制整備を図るため、効率的・効果的な運営をめざし、体制の充実を図ります。
- ・「地域包括ケアシステム」を深化させて、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等を包含して支える「丸ごと」の地域共生社会を目指します。
- ・介護保険事業者やケアマネジャーなどの連携による介護保険サービス提供や、介護保険と障がい福祉両方の制度に対応した一体的な共生型サービス提供の在り方など、包括的なサービス提供について検討していきます。



## 2 地域ケア会議の充実

- ・要支援・要介護者などに適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等と連携し、地域ケア会議の充実を図ります。
- ・地域ケア会議では、地域課題の把握や地域資源を発見し、課題の検討・協議など情報やニーズの共有化を図ります。

## 3 総合相談体制の充実

- ・地域に住む高齢者やその家族が抱える問題や不安を解決するため、地域包括支援センターにおける総合相談体制を充実します。
- ・市民の複合化する課題に対して横断的な支援を行うべく、それぞれ相談支援の中核となる各種関係機関等との連携及び地域連携ネットワークづくりなど、包括的な相談支援体制の構築について検討していきます。

## 4 関係団体等との連携強化

### (1) 社会福祉協議会との連携強化

- ・地域全体の課題解決力を高め、福祉コミュニティの強化を図るために、地域福祉の主要な担い手である社会福祉協議会との連携を深め、互いの役割分担を明確にする中で、さらに効果的な事業のあり方等を検討し、総合的な地域福祉の推進を図ります。

### (2) 事業者との連携強化

- ・自治会や民生委員を通じ行政との連携及び連絡調整を図る体制整備を検討します。また、見守り協定を結んでいる事業者との連携の強化を図っていきます。

## 5 見守り支援体制の強化

- ・移動困難者や買い物困難者等を対象とした生活支援、移動販売（御用聞き）を兼ねた見守り支援を強化します。
- ・民生委員を始め、地域包括支援センター、近隣住民等関係各所との連携を密にし、地域全体で高齢者を見守る支えるネットワークを推進することで、高齢者の安心した在宅生活の支援を図ります。
- ・コロナ禍の影響を踏まえて、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯を対象に、遠隔地の家族・親族による「まごチャンネル」などITを活用した安否確認の支援から見守りの不安解消に努めます。

## 第2節 認知症支援と権利擁護の推進

### 【現状と課題】

令和2年度実態調査では、「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状のある人がいる」と回答した割合が16.4%となっています。一方で、認知症に関する相談窓口の認知状況では、知っていると回答した割合が43.8%となっていました。

認知症は、介護・介助が必要となる主な原因の一つであり、認知症についての正しい知識の普及や相談窓口についての更なる周知を行うとともに、国では令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が示され、これまでの施策内容（新オレンジプラン）に加え、本人及び認知症高齢者のいる家族への支援の充実に努めていく必要があります。

権利擁護関係では、令和元年度から虐待の相談及び成年後見制度の利用実績が生じています。成年後見人の相談窓口についての知識も浸透してきており、適切な後見人等が選任され、利用者が安心して利用できる制度・運用の改善に努めていく必要があります。

### 【施策の方向性】

## 1 認知症施策の推進

### （1）認知症予防と普及啓発

- 認知症の症状に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れを示した認知症ケアパスの整備し、認知症についての正しい知識の普及・情報提供します。

### （2）家族支援体制の整備

- 認知症の人や家族などの支援として、認知症予防のための通いの場や介護する家族の相談、認知症の方の交流などを行う「認知症カフェ」の支援を行います。
- 認知症高齢者やその家族が必要とする支援内容について、現状の把握・検討を行い適正なサービス、機関または制度の利用につなげていくための取り組みを推進します。

#### ■家族支援体制の整備見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェの開催	開催回数（回/年）	0	2	2	2

### （3）早期発見・相談体制の充実

- 医療機関や介護サービス及び支援機関と連携を図り、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人やその家族への症状の説明や生活上のアドバイス等適切な支援を行う体制づくりを推進します。

- ・認知症を早期発見・早期対応するために、高齢者やその家族が認知症について気軽に相談できる窓口や「認知症初期集中支援チーム」による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供など認知症の早期対応を推進します。

#### (4) 認知症サポーター養成・チームオレンジの推進

- ・認知症の高齢者やその家族を地域で支援する認知症サポーターを増やすため、地域住民や団体等様々な分野の方を対象に、キャラバンメイトと連携した認知症サポーター養成講座の開催等を検討し、認知症についての普及・啓発と地域での支援活動を推進します。
- ・養成した認知症サポーターに対し、チームオレンジとしての活動を支援します。

##### ■認知症サポーター養成研修見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成研修	開催回数(回)	0	1	1	1

#### (5) 高齢者徘徊SOSネットワークの推進

- ・認知症高齢者等が、徘徊により行方不明となった場合や自宅に帰れなくなった場合に一刻も早く発見ができるよう、地域の消防団や警察、行政、地域包括支援センター、地域住民などの支援を得ながら庁内関係部署との連携を図り、本人の捜索発見ができる支援体制整備を進めます。

## 2 高齢者の権利擁護の推進

### (1) 成年後見制度の利用促進

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、高齢者、知的または精神障がいのある人などの特性に応じた意思決定支援を行い、適切な後見人等が選任され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に努めます。
- ・成年後見制度の利用の促進を展開するために、専門性を有する各種関係機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。
- ・不正防止の徹底に努めるとともに、本人と家族等支援者と円滑な信頼関係を構築し、医療、介護等に係る意思決定が困難な人への支援等に取り組みます。

##### ■成年後見制度の相談見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の相談	相談件数(件)	2	2	2	2



## (2) 権利擁護事業の活用

- ・認知症等により判断能力が十分ではない方にも、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うために、みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）との連携など権利擁護の支援の充実に努めます。

### ■権利擁護相談見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
権利擁護の相談	相談件数（件）	2	2	2	2

## (3) 高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者やその家族が適切なサービスを利用できるため支援や権利擁護事業等虐待防止に向けた相談体制の充実に努めていきます。



## 第3節 生きがいや社会参加の促進

### 【現状と課題】

老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的な集まりであり、健康づくり、趣味やレクリエーション、地域活動など高齢者の生活を豊かにする活動を行っています。令和2年現在、町には「単位老人クラブ」のクラブ数が6か所ありますが、会員数の減少が課題となっています。

また、令和2年度実態調査では、高齢者の参加している地域活動として『行政区（地区の集まり）』が42.0%、『収入のある仕事』が31.6%、『スポーツ関係のグループやクラブ』が28.3%、『ボランティアのグループ』が17.8%となっており、元気な高齢者が地域でさまざまな活動している様子がうかがえます。

町には、学習意欲のある高齢者を対象とした豊齢者大学や、平成26年に設立した七ヶ宿町シルバー人材センターがあり、高齢者が元気に活躍する社会づくりに向けて、社会参加並びにボランティア等の活動機会のさらなる充実を図っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

#### 1 老人クラブ活動への支援

- ・地域や各世代と積極的に交流を深めることで、魅力ある老人クラブになるよう支援の充実を図り、活動の促進に努めます。
- ・地域包括ケアシステムを担う団体のひとつとして福祉施策とも連携した活動の活性化を図ります。

#### 2 敬老祝い金

- ・長年にわたり地域社会の発展のために貢献された高齢者に感謝し、長寿を祝福する事業として、祝い金を交付します。

#### 3 豊齢者大学

- ・多様化するニーズに応じた学習が行えるよう、豊齢者大学の活動について講座の充実を図るとともに、高齢者が興味を持てる講座の開設を図ります。



## 4 シルバー人材センターの充実

- シルバー人材センターは、就業機会の確保、就業開拓、適正就業等に取り組み、高齢者の就業を通じた生きがいづくりと会員の地域社会への参加を促進します。
- 多様な特技や技能、意欲ある高齢者の就業等への社会参加を促しながら、地域包括ケアシステムを担う団体のひとつとして福祉施策とも連携した活動の活性化を図ります。

## 5 ボランティア活動の振興

- 社会福祉協議会や町内のボランティア団体との連携を図り、高齢者が地域活力として活躍できるような体制整備に取り組みます。
- 地域の高齢者に対して積極的な参加を呼びかけるとともに、活動の担い手として高齢者の参加の拡充について働きかけます。

## 6 世代間交流活動の支援（No！ぼっち運動）

- 外出機会も少なく引きこもりがちな一人暮らし高齢者を対象に地域との交流を図るため、学生等若い世代による手紙などの交流を通じた世代間交流活動の支援をします。



## 第2章 健康で暮せるまちづくり

---

### 第1節 保健・医療の充実

---

#### 【現状と課題】

令和2年度の実態調査では、現在の健康状態について約8割の高齢者が健康的にはあまり問題なく過ごしていると考えられます。一方で、現在治療中または後遺症のある病気として「高血圧」、「目の病気」、「高脂血症（脂質異常）」などに悩む高齢者も少なくありません。

慢性疾患や生活習慣病の予防は、高齢期に差しかかる前の年代から取り組んでいくことが重要であり、健康日本21の取り組みと併せて、健康づくりの普及啓発、特定健康診査・保健指導の充実、健康相談等の充実により疾病の早期発見・早期治療に取り組むとともに、いつでも安心して医療を受けられる体制づくりに努めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス等による健康被害が拡大している中で、感染症や予防接種についての正しい知識を普及し、感染症の発生予防、まん延の防止に向けた取り組みについても進めていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

### 1 健康づくりの推進

#### （1）特定健康診査

- ・特定健康診査は、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることを目的として実施します。
- ・健診の必要性を周知して受診勧奨を行うとともに、受診しやすい実施体制の整備に取り組めます。

#### （2）特定保健指導

- ・メタボリックシンドロームとその予備軍と審査の結果判定された方に、教室などによる動機付け支援、積極的支援を行い、生活習慣病の予防に取り組めます。

#### （3）がん検診

- ・がんの早期発見・早期治療により、がん死亡者を減少させることを目的に実施します。
- ・健診の必要性を周知して受診勧奨を行うとともに、受診しやすい実施体制の整備に取り組めます。



#### (4) 健康教育・生活習慣病対策の充実

- ・40歳以上の人を対象に、運動・栄養等の内容を取り入れた健康教室を開催します。
- ・生涯にわたって各ライフステージにあった健康づくりを推進し、生活習慣病の予防とともに、生活習慣病を起因とする疾病の防止に取り組みます。
- ・要支援・要介護状態の恐れのあるハイリスク高齢者を対象にフレイル（虚弱）予防の取り組みを行います。

#### (5) 健康相談・心の健康づくりへの支援

- ・従来の健康相談に加え、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍へ特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防を重点とした健康相談を開催します。
- ・健診後の有所見者に対する事後指導、特定保健指導該当者に対する継続指導を実施し、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導助言を行います。
- ・健康相談や講話を通して、それぞれの悩みごとやこころの問題について解決するための支援を行います。

## 2 医療体制の充実

### (1) 地域医療の充実

- ・必要に応じて七ヶ宿町国民健康保険診療所から専門医につなげる連携を強化し、いつでも安心して医療を受けられる体制づくりに努めます。
- ・地域医療のきめ細かな対応に向けて、24時間電話健康相談体制などの一層の拡充を図ります。

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

- ・保健センターを中心に七ヶ宿町国民健康保険診療所や地域包括支援センターなど地域における保健・医療・介護の関係機関が連携し、面的な提供体制を整備するとともに、一市二町在宅医療・介護連携推進事業連絡協議会と連携し、在宅医療・介護連携の推進事業に取り組みます。

### (3) 在宅医療・介護連携のネットワークの推進

- ・地域の医師会や保健所、医療・介護サービス提供関係機関、地域包括支援センター、健康福祉課など横断的に協議できる一市二町在宅医療・介護連携推進事業連絡協議会において、地域の医療・介護の資源等について情報の共有を図ります。
- ・医療・介護関係者の連携を強化し、協働関係の確立した在宅医療・介護連携のネットワークを推進します。



### 3 感染症対策の推進

- 高齢者を感染症から守るため、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及、情報提供を行うとともに、医療機関等と連携して、予防接種の円滑な実施に向け必要な対応を行います。

## 第2節 介護予防と生活支援の充実

### 【現状と課題】

令和2年度は実態調査では、普段の生活で「介護・介助の必要はない」と回答した割合が79.5%を占めている一方で、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」という回答が11.9%となっていました。これらの約1割の方については、今後の潜在的な介護サービスの利用者と考えられます。

町では要支援者等に対して介護予防・日常生活総合事業を実施していますが、要支援2の高齢者の増加に伴ってケアプランの作成数が増加しており、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行っていく必要があります。

また、同じく実態調査では、寝たきりや認知症など、介護を必要とする状態にならないよう、自ら介護予防に取り組んでいる高齢者も45.7%に達していました。

町では、介護保険以外のサービスとして、配食サービス、ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム、寝具洗濯乾燥消毒サービス、紙おむつ支給などを実施しており、これらのサービスについては利用希望も高くなっており、引き続き提供体制を充実して、高齢者の自立を支援していく必要があります。

### 【施策の方向性】

## 1 生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）

### （1）介護予防ケアマネジメント事業

- ・要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。
- ・介護予防サービスの利用が必要と思われる高齢者に、アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングといったプロセスによる事業を実施します。

### （2）訪問型サービス

#### ①訪問介護事業者によるサービス

- ・既に介護予防訪問介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、事業所指定の訪問介護員による身体介護や生活援助の支援を行います。

#### ■訪問介護相当サービス見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	利用人数（人／月）	120	120	120	110
	給付費（千円／年）	2500	2,500	2,500	2,300

資料：健康福祉課

## ②多様なサービス

- ・要支援者等に対し、地域包括支援センター等による相談支援を必要に応じて行うとともに、主に体力の改善に向けた支援が必要なケースには、保健師等による居宅での相談指導等による短期集中予防サービスなど地域の実情に応じて、多様なサービスの提供について検討します。

## (3) 通所型サービス

### ①通所介護事業者によるサービス

- ・既に介護予防通所介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、通所介護事業の指定を受けた事業者による生活機能の向上のための機能訓練や集いの場などの支援を行います。

#### ■通所介護相当サービス見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス	利用人数（人／月）	240	240	240	220
	給付費（千円／年）	7000	7,000	7,000	6,400

資料：健康福祉課

## ②多様なサービス

- ・要支援者等に対し運動・レクリエーション・趣味活動など自主的な通いの場、生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラムや保健・医療の専門職による個別計画に基づき、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムなど社会福祉協議会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた多様なサービス提供の拡充に努めます。

## (4) その他の生活支援サービス

- ・生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターと協議体が協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い、実施団体の育成を図りながら、①配食、②見守り、③自立支援に資する生活支援について、段階的にサービスの提供を検討していきます。

## 2 介護予防サービス（一般介護予防事業）

### (1) 介護予防事業対象者の把握事業

- ・民生委員児童委員からの地域の情報や、65歳以上の高齢者を対象に健診の結果により、生活機能が低下し、要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防活動支援事業等で重点的に対応します。

## (2) 介護予防普及啓発事業

- ・在宅の要介護者を介護している家族及び高齢者を対象に、交流会を実施し介護予防の普及啓発を行います。
- ・要支援・要介護状態となることの予防・啓発を図るため、65歳以上の高齢者を対象に運動教室等の開催や65歳以上の男性を中心に男子厨房に入ろう会を実施し、フレイル予防及び栄養管理などの普及啓発を行います。

### ■介護予防普及啓発事業の見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
よいトシ教室	利用者数(人)	94	113	120	132
	実施回数(回)	10	12	12	12
元気塾教室	利用者数(人)	65	85	96	108
	実施回数(回)	10	12	12	12
リハクト教室	利用者数(人)	172	200	200	200
	実施回数(回)	26	30	30	30
スポーツメイト	利用者数(人)	90	216	243	270
	実施回数(回)	9	27	27	27
男子厨房に入ろう	利用者数(人)	0	0	110	110
	実施回数(回)	0	0	10	10

資料：健康福祉課

## (3) 地域介護予防活動支援事業

- ・介護予防に関する知識や技能を習得した介護予防生活支援サポーターなど介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成し、地域において効果的に活躍できるように取り組みます。

## (4) 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション職（理学療法士や作業療法士など）を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

### ■地域リハビリテーション活動支援事業の見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リハビリテーション職の研修	実施回数(回)	1	1	1	1

## (5) 任意事業

### ①配食サービス事業

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯で、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な高齢者を対象に配食サービスを実施し、配達時に安否確認を行います。

### ■配食サービス見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス	利用者数(人)	11	13	14	15
	実施回数(回)	1,200	1417	1526	1635

### 3 生活支援・介護予防サービスの体制づくり

#### (1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

- ・高齢者が必要に応じて、適切なサービスが利用できるよう、各種サービスの情報提供及びサービス利用の相談体制整備を図るため、地域のニーズと地域資源のマッチングを行う生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置し、多様な主体によるサービスの充実を図るための協議体を設置します。

#### (2) 生活支援・介護予防サービスのネットワーク（協議体）の推進

- ・社会福祉協議会や地域団体、ボランティアなどと連携し、住民同士の支え合い活動や見守り活動を促進しながら、町民・事業者等と協働したネットワークづくりに努めます。

### 4 高齢者福祉サービスの充実

#### (1) 緊急通報システム事業

- ・概ね 65 歳以上のひとり暮らしでの高齢者が、在宅で安心して生活できるように、急病等の緊急時の通報により、受信センターに通報され、近隣協力員や民生委員、消防本部との連携で速やかに対応するものです。

#### (2) 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業

- ・寝たきりなどの高齢者の衛生面の確保を行う支援事業として、布団の洗濯・乾燥を行い、高齢者の在宅生活の支援を図ります。

##### ■在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅ねたきり老人等 寝具洗濯サービス事業	利用者数（人）	23	25	25	25
	実施回数（回）	2	2	2	2

#### (3) 在宅老人等紙おむつ支給事業

- ・寝たきり等でおむつの使用が必要であると判断された高齢者に対し、紙おむつ等支給事業を実施し在宅介護の支援を行います。

##### ■在宅老人等紙おむつ支給事業の見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅老人等紙おむつ支給事業	対象者数（人）	16	16	16	16



## 第3章 安心・安全のまちづくり

---

### 第1節 生活環境の基盤整備

---

#### 【現状と課題】

高齢化の一層の進展が予想され、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設整備が進められている中、本町においても、新設する公共施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて整備を推進しています。

令和2年度実態調査で、町が重点的に進めるべきことでは、「住宅や交通機関など高齢者が暮らしやすい環境づくり」が27.4%、「移動支援や生活支援など高齢者を支える仕組みづくり」が24.2%と依然高い割合を占めており、公共建築物や民間建築物、道路、公園等における整備を引き続き進めていく必要があります。

また、近年では、高齢者の交通事故が全国で大きな課題となっており、道路環境の改善とともに、高齢者の交通安全に対する啓発等についても推進していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

### 1 住まいの整備

#### (1) 住宅の整備

- ・町営住宅の高齢者等の安全に考慮した整備や改修により、ユニバーサルデザイン化を推進します。

#### (2) 住宅改修

- ・介護保険の住宅改修と合わせ、「七ヶ宿町公営住宅等の整備基準を定める条例」に基づき、高齢者等が利用できる住まいづくりの支援及び啓発・普及に取り組みます。

### 2 バリアフリー化の推進

#### (1) 公共建築物の整備

- ・「七ヶ宿町公営住宅等の整備基準を定める条例」に基づき、高齢者や障がいのある人等が円滑に利用できるよう建築物の整備を進めるとともに、既存建築物について随時改善を図ります。
- ・町の公共的施設については、ユニバーサルデザインを取り入れた誰もが安心して使える環境の整備に努めます。



## (2) 民間建築物の整備促進と支援

- 新築、増改築等を行う業者などに対して、農林建設課との連携を通じて、「七ヶ宿町公営住宅等の整備基準を定める条例」に基づき、高齢者や障がいのある人等が円滑に利用できるよう建築物の整備を促進します。
- 既存の建築物については、必要に応じて調査などを行い、必要な指導助言を行うなど、高齢者等が円滑に利用できる建築物の整備について啓発・普及を図ります。

## (3) 道路の整備

- だれもが安心して、利用できるよう、道路の整備にあたっては車いす使用者などが安全で快適に利用できる幅の広い歩道の設置や、既存の段差の解消を行うなど、安全でゆとりのある歩行空間を確保します。
- 高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努めるとともに、高齢者やその家族の交通安全意識の向上を図ります。

## (4) 公園等の整備

- 新設または改良する公園等については、「七ヶ宿町公営住宅等の整備基準を定める条例」に基づき、安全かつ快適に利用できる空間づくりを促進します。



## 第2節 防犯・防災対策の充実

### 【現状と課題】

本町では、災害時の救助活動に活用するため、消防等仙南圏域における広域的な連携の下、水害や地震など災害に備えた防災の取り組みとして、町に登録する制度（避難行動要支援者情報登録制度）の取り組みを進めています。

令和2年度実態調査では、避難行動要支援者情報登録制度について、「登録している」が2.3%、「知っているが、登録していない」が18.3%、「知らなかった」が56.6%などとなり、同登録制度についての啓発を行っていく必要があります。

また、実際に災害等が発生した場合に救援活動がスムーズに行えるよう、避難行動要支援者の現状把握や情報発信伝達手段の整備、避難誘導や避難生活を支えるための整備を進めていくことも重要です。

さらに、高齢者が悪徳商法などの被害に遭うケースが後を絶たないことから、被害に遭わないための防止策として啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

### 【施策の方向性】

## 1 防災対策の充実

### （1）防災体制の充実

- ・避難場所の確保と整備に引き続き取り組み、地区ごとにハザードマップを作成するとともに、自主防災組織を設置し、避難訓練等を実施し、防災・減災に備えます。

### （2）消防・救急体制の強化

- ・町単独では対応不可能な大規模な災害に対応するため、仙南地域広域行政事務組合との連携による消防・救急体制の強化に引き続き努めます。

### （3）災害弱者対策の充実

- ・避難行動要支援者登録制度の実施により、避難行動要支援者情報の把握を行うとともに、自主防災組織との情報の共有化に努め、地域での見守りや災害時における支援体制づくりを推進します。



## 2 防犯対策の充実

### (1) 防犯意識の醸成

- 福祉関係者や地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の醸成を図ります。

### (2) 防犯体制の強化

- 空き家等の増加に伴うリスクの増加に対して、見守り等の防犯体制を強化します。

### (3) 消費者被害対策の強化

- 悪徳商法による高齢者の被害を未然に防止するため、普及啓発や成年後見制度などの運用を充実していきます。
- 消費者の保護と消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活センター等の関係機関との連携を図り、被害相談、生活相談に対応し、消費者への啓発活動として町の防災無線を活用した広報に努めます。

## 第4章 介護・福祉のまちづくり

### 第1節 介護サービスの充実

#### 【現状と課題】

町の要支援・要介護認定者数は横ばいで推移しており、令和元年現在で188人となっています。第7期においては、要支援2の高齢者の増加が顕著となっています。

令和2年実態調査で、1か月の間に（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを「利用している」が30.6%となっており、認定者の約3割が必要に応じて利用していると考えられます。

また、介護保険サービスを利用していない理由としては「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」や「家族が介護をするため必要ない」という割合が高くなっていますが、家族に対する介護負担軽減は重要な施策の一つであり、今後は介護家族の高齢化も進んでいくことから、引き続き家族の介護支援を推進していく必要があります。

訪問介護及び通所介護に関して、現在町内では1事業者のみがサービスを提供し、訪問看護は、七ヶ宿町国民健康保険診療所の紹介による仙南圏域医療機関等と連携して実施しています。第7期計画期間（平成30年度～令和元年）においては居宅療養管理指導や短期入所生活介護の利用が増加しており、他のサービスについても提供体制の確保を図っていく必要があります。

地域密着型サービスは、町内には、認知症対応型共同生活介護の認知症高齢者グループホームが1ヶ所開設されて事業を行っています。また、増加傾向にあった施設系のサービスは、利用者が年々減少しています。実態調査でも在宅サービスの利用意向が高いことから、今後は、在宅サービス提供体制の維持と質の向上を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

### 1 居宅サービス

#### (1) 訪問介護

- ・ホームヘルパーなどが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

■訪問介護（ホームヘルプサービス）見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	22	20	20	21
利用回数（回／年）	491	654	653	658
給付費（千円／年）	16,207	20,050	20,016	20,150

## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・特殊浴槽等を持って要支援者・要介護者の家庭を訪問し、入浴介護のサービスを提供する事業です。町内にサービスを提供する事業者がなく、このサービスは見込んでいません。

## (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・医師の指示により、看護師などが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助などのサービスを提供します。

■訪問看護見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	1	1	1	1
利用回数（回／年）	6	6	6	6
給付費（千円／年）	537	540	541	541

## (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・医師、理学療法士、作業療法士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、理学療法・作業療法等のリハビリテーションのサービスを提供する事業です。町内にサービスを提供する事業者がなく、過去3ヶ年でも実績がないことから、このサービスは見込んでいません。

## (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理および指導のサービスを提供する事業です。町内にサービスを提供する事業者がなく、他市町に所在する事業者を利用します。

■居宅療養管理指導見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	2	2	2	2
給付費（千円／年）	258	259	260	260

## (6) 通所介護

- ・デイサービスセンター等において、生活指導や日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎などのサービスを提供します。

■通所介護（デイサービス）見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	37	34	34	34
利用回数（回／年）	280	282	282	282
給付費（千円／年）	23,267	23,648	23,661	23,661

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や病院、診療所などにおいて、機能訓練や食事・入浴・送迎などのサービスを提供する事業です。町内にサービスを提供する事業者がなく、過去3年間利用者がいないことから、このサービスは見込んでいません。

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・家族の負担軽減と緊急的利用を目的に、介護老人福祉施設などを短期間利用し、必要な介護や機能訓練などのサービスを提供します。

■短期入所生活介護（ショートステイ）見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	13	12	12	12
利用日数（日／年）	203	235	235	235
給付費（千円／年）	19,429	20,193	20,204	20,204

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・介護老人保健施設、介護療養型医療施設を短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練などを提供するサービスです。町内にサービスを提供する事業者がなく、過去3年間利用者がいないことから、このサービスは見込んでいません。

## (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具の貸与のサービスを提供します。

■福祉用具貸与見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	29	31	32	32
給付費（千円／年）	4,267	4,637	4,833	4,833

■介護予防福祉用具貸与見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	18	22	22	22
給付費（千円／年）	1,156	1,313	1,313	1,313

### (11) 特定福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費

- ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など排泄や入浴のために使用する福祉用具購入費の一部費用を支給します。

#### ■特定福祉用具購入見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	7	5	5	5
給付費（千円／年）	200	150	150	150

#### ■介護予防特定福祉用具購入見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	2	2	2	2
給付費（千円／年）	50	60	60	60

### (12) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 運動機能低下に伴う転倒を防止するため、また、在宅生活を楽しく安心して送ることができるよう適切な住宅改修を進めます。

#### ■住宅改修見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	1	1	1	1
給付費（千円／年）	180	200	200	200

#### ■介護予防住宅改修見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	0	1	1	1
給付費（千円／年）	0	200	200	200

### (13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 指定を受けた特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）で生活している要支援者・要介護者に介護・機能訓練など必要なサービスを提供します。町内にサービスを提供する事業者がなく、他市町に所在する事業者を利用します。

#### ■特定施設入居者生活介護見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	1	2	2	2
給付費（千円／年）	2,291	4,105	4,107	4,107

## (14) 居宅介護支援・介護予防支援

- ・要支援者・要介護者や家族のサービス利用意向を踏まえ、自立支援を目指した介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します。

### ■居宅介護支援見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	61	58	59	60
給付費（千円／年）	9,809	9,425	9,576	9,723

### ■介護予防支援見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	18	18	18	18
給付費（千円／年）	931	937	937	937

## 2 地域密着型サービス

### (1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・要介護認定を受けた認知症高齢者が、グループホームで共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護等を提供します。

### ■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	11	9	9	9
給付費（千円／年）	31,448	25,113	25,127	25,127

### (2) その他の地域密着型サービス

- ・その他の「定期巡回・随時対応サービス」「夜間対応型訪問介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型通所介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「地域密着型通所介護」などの地域密着型サービスについては町内にサービスを提供する事業者がなく、介護保険サービス事業者等を含めて検討します。

### 3 施設のサービス

#### (1) 介護老人福祉施設

- ・常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助など施設サービスを提供します。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	25	24	23	22
給付費（千円／年）	78,341	71,114	68,496	65,597

#### (2) 介護老人保健施設

- ・施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援する施設サービスを提供します。介護老人保健施設は町内にはなく、近隣市町に所在する施設を利用します。

■介護老人保健施設（老人保健施設）見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人／月）	13	11	11	11
給付費（千円／年）	43,253	35,207	35,178	34,985

#### (3) 介護医療院

- ・長期にわたる療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を必要とする重要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の日常的な医学管理、看取り・ターミナル、介護およびその他日常生活上の援助を一体的に行います。令和2年度に初めて利用実績がありましたが、このサービスは見込んでいません。

#### (4) 介護療養型医療施設

- ・長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、介護および機能訓練その他日常生活上の援助を行います。過去3年間利用者がいないことから、このサービスは見込んでいません。



## 第2節 介護サービスの質の確保・向上

### 【現状と課題】

令和2年度実態調査では、高齢者の経済的な生活状況について「大変苦しい」「やや苦しい」とした方の回答が14.1%となっていました。これらの方々については、介護保険料の負担も厳しい状況にあると考えられますが、低所得者に該当する特定入所者の方については、所得に応じて負担限度額が設定され、介護サービス費として給付（補足給付）されています。

介護保険法の基本理念である「自立支援」の観点から、活動的な高齢者や要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者に対する支援や対応を図るため、地域支援事業として介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業に係る費用を平成18年度から介護保険特別会計に位置付けています。

介護保険サービス事業者に対しては、サービスの質の確保に向けた指導・監督を行うとともに、「自己評価」、「第三者評価」、「外部評価」などによる質の向上のための制度の普及・啓発に努めています。

介護保険のサービス供給主体としては、現在、自治体、公益法人、民間企業、市民団体、NPO等がありますが、本町はサービス提供事業者の参入が困難な状況にあるため、事業者の参入予定が明確なもの以外については、町が事業者としてサービスを提供し、参入可能な事業者に対しては、介護保険法の許容範囲内で支援していきます。

### 【施策の展開】

## 1 サービス種類別の確保策

### （1）介護保険給付対象サービス

- ・制度創設時から町が事業者となっていた訪問介護及び通所介護は、施設管理について指定管理者制度を導入し、その指定管理者が事業者となって、民間による柔軟で高度なサービスを提供している状況にあります。
- ・町内においてサービス提供事業者が介護老人福祉施設（長期30床、ショート10床）、認知症高齢者グループホーム（高齢者9床）を運営しており、町内の被保険者の入所が増加しています。
- ・居宅介護（予防）支援については、保健センター内にある居宅介護支援センター及び地域包括支援センターを中心に、引き続き町が事業者となって支援を行います。



## (2) 市町村特別給付

- ・市町村特別給付は、町内でサービスを提供している認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の滞在費（居住費・食費）の4分の1を支援するもので、町民税非課税世帯の被保険者を対象に実施します。

## (3) サービスの目標量を設定しないサービス

- ・町内におけるサービス供給数などにより、サービス見込量及び目標量の設定が極めて困難なものもあります。このようなサービスに必要な場合には、近隣市町に所在する事業者の協力を得ながら利用者に対応します。
- ・地区を単位とした小規模多機能型居宅介護の必要性については、次期計画に向けて検討します。

## 2 人材確保と質の向上

- ・高齢者の生活を支援するには、適切なサービスの提供が必要で、それに携わる人材の役割も大変重要です。住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、保健・医療・福祉における専門職の人材の確保や資質の向上を図ります。

## 3 介護保険ケアマネジメント機能の充実支援

- ・地域包括支援センターを中心に、ケアマネジメント機能を充実するための支援を行います。
- ・居宅介護支援事業者及び介護保険サービス事業者を対象に、研修会の開催やケアマネジャー連絡会議の開催、ケアマネジャーからの相談に対して適切に対応するとともに、必要に応じ介護支援事業者への助言・指導を行います。

## 4 介護サービス事業者への助言・指導の強化

- ・高齢者の尊厳が尊重され、豊かな生活ができるよう、サービスの質の向上を図ります。適切で良質な介護サービスが提供されるよう介護サービス事業者に指導・監督を行いサービスの質の確保に努めます。



## 5 各種評価や事業者情報の提供

- 介護サービス事業者のサービスの質の向上を促すため、施設に関する第三者評価、地域密着型サービスの外部評価など各事業所への評価導入を促します。
- 介護サービスの内容・運営状況等に関する情報の公開が義務付けられていることから、指定情報機関による介護情報などを町でも積極的に活用し、介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。

## 6 苦情相談窓口等の体制の整備

- 高齢者などが地域生活に困難を抱えた場合に、気軽に相談できる体制を整備し早期の問題解決を図ります。
- 高齢者など介護サービスの利用にあたって、苦情相談窓口やその仕組みについて、引き続き広報により周知の徹底を図ります。

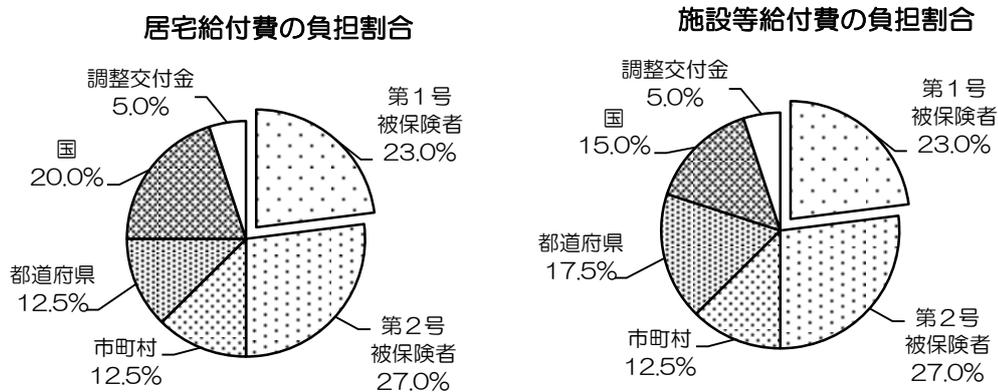
## 7 介護給付適正化の推進

- 要支援・要介護認定高齢者に適切な介護サービスが提供されているかを検証し、連絡会の開催などから利用者に適切なサービスを提供できる環境づくりを進めるとともに、介護給付の適正化を図ります。

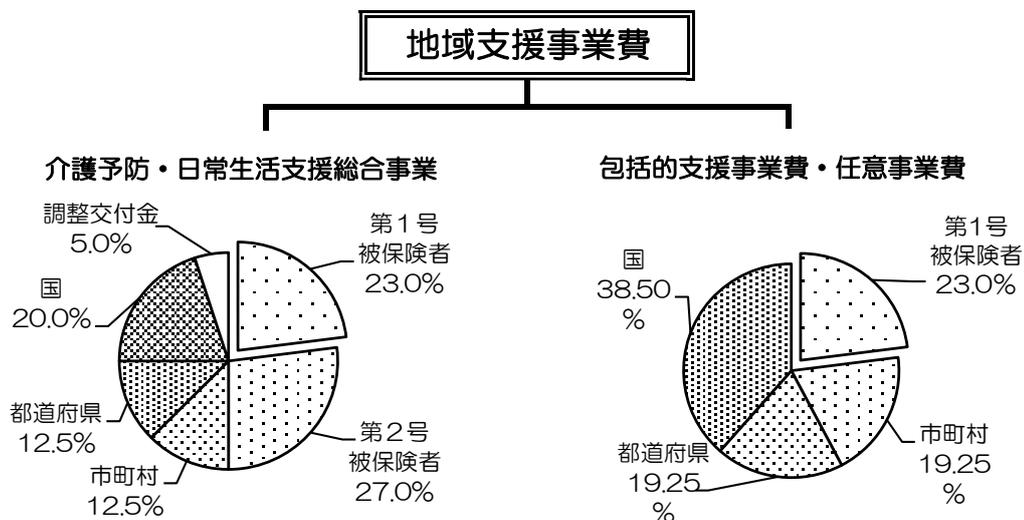
# 第5章 介護保険事業費

## 1 被保険者の負担割合

- 事業費用の大部分を占める介護給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。
- 利用者負担の割合は、65歳以上の第1号被保険者が介護給付費の23%となり、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%となっています。居宅給付費及び施設等給付費の国、都道府県・市町村の負担割合はそれぞれ以下のグラフのとおりです。



- 地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、介護給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

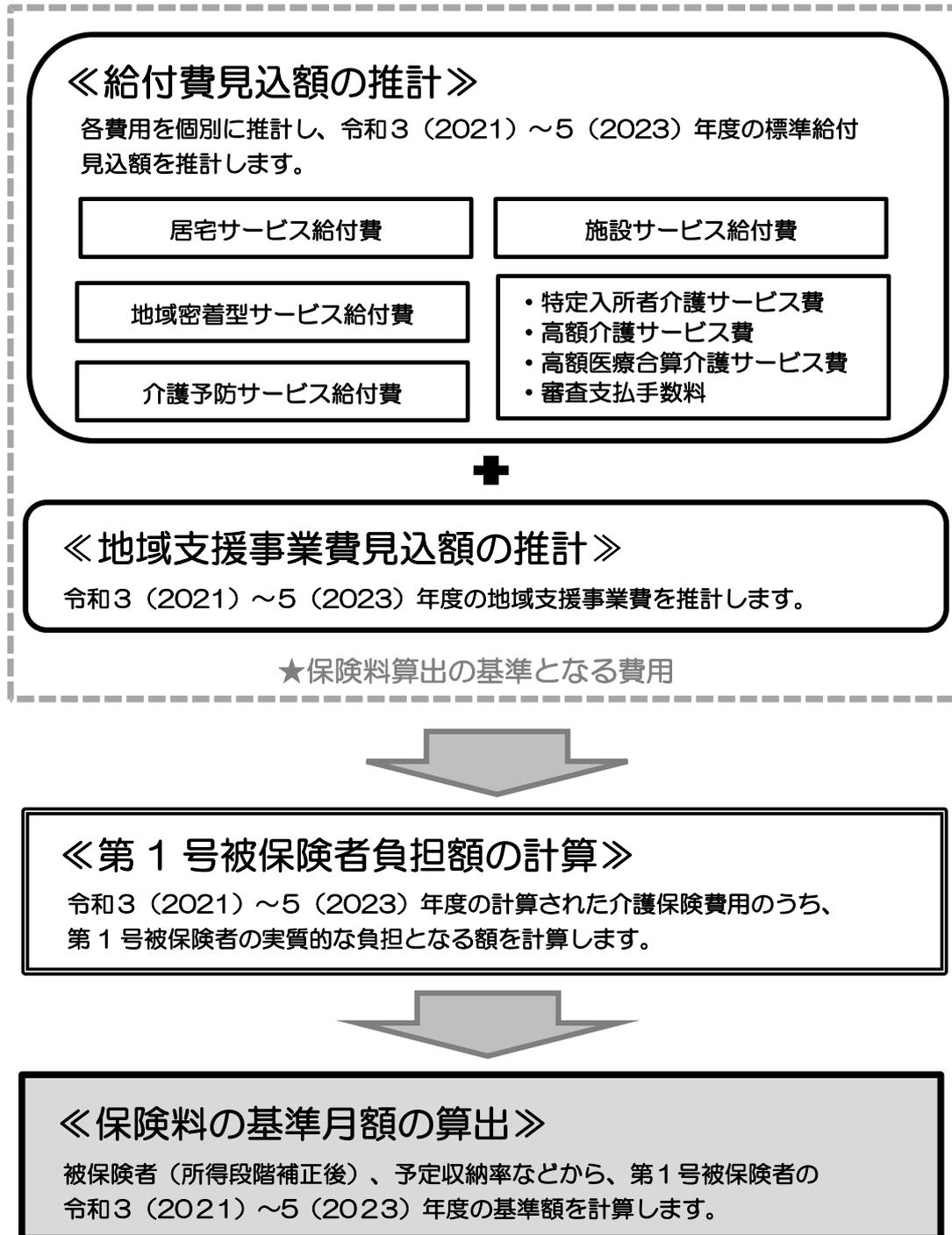


## 2 介護保険料算出の考え方

- 第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。

### ①介護保険算出の流れ

#### ■介護保険料の算出フロー



### 3 保険料の算出

#### (1) 第8期計画期間保険料の算出

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	244,975,118	242,433,262	239,277,536	726,685,916
地域支援事業見込額 (B)【C+D】	19,876,000	19,876,000	19,026,000	58,778,000
介護予防・日常生活支援総合 事業 (C)	11,423,000	11,423,000	10,623,000	33,469,000
包括支援事業 (D)	8,453,000	8,453,000	8,403,000	25,309,000
第1号被保険者負担相当額 (E)【A+B×1号被保険者 負担割合23%】	60,915,757	60,331,130	59,409,813	180,656,701
調整交付金相当額 (F)【A+C×5%】	12,819,906	12,692,813	12,495,027	38,007,746
調整交付金見込額 (G)【A+C×交付率見込額】	36,614,000	35,464,000	33,012,000	105,090,000
市町村特別給付費等 (H)	1,644,789	1,719,979	1,701,181	5,065,949
保険者機能強化推進 交付金等の交付見込額 (I)				700,000
準備基金取崩額 (J)				17,500,000
保険料収納必要額 (K)【E+F-G+H-I-J】				100,440,395
予定保険料収納率 (L)				99.00%
所得段階別加入割合補正後被 保険者数 (第1号被保険者数) (M)	534	514	503	1,550
保険料基準額 (年額) (N)【K÷L÷M】	65,400			
保険料基準額 (月額) (O)【N÷12】	5,450			

※保険料基準額 (年額) 等は端数調整をしています。

## (2) 第1号被保険者保険料の段階設定

- 第1号被保険者保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に基準額乗率を設定することが重要です。
- 第8期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料については、所得水準に応じて保険料設定を行い、標準段階を第7期計画に引き続き9段階とします。令和3年度から令和5年度までの本町の段階別保険料及び基準額等については次のとおりです。

### ■第8期の所得段階別保険料一覧 <段階別の保険料及び基準額に対する割合>

区分			基準額に 対する割合	第8期保険料		
				月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	2,725円	32,700円	
			軽減措置※ 基準額×0.30	1,635円	19,600円	
第2段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.75	4,088円	49,000円	
			軽減措置※ 基準額×0.50	2,725円	32,700円	
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	4,088円	49,000円	
			軽減措置※ 基準額×0.70	3,815円	45,700円	
第4段階		世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	4,905円	58,800円
第5段階 (基準)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	5,450円	65,400円
第6段階		本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	6,540円	78,400円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の方		基準額×1.30	7,085円	85,000円	
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の方		基準額×1.50	8,175円	98,100円	
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方		基準額×1.70	9,265円	111,100円	

※低所得者への公費による保険料軽減措置により第1段階から第3段階の負担割合の引き下げを継続。

※合計所得金額について

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30(2018)年4月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(保険料段階が第1～5段階のみ)」した金額を用います。

※年額は端数調整のため100円単位になっています。

\* 計画期間中において、国の動向により、基準額に対する割合が変動される場合があります。



## 第6章 計画の推進体制

---

### 第1節 計画の推進

---

#### 1 計画の推進

- 計画の推進にあたっては、実施可能な事項から順次実施し、各施策の課題や政策の検討について、計画的に取り組みます。

#### 2 計画の評価

- 計画の推進状況を数値目標等の達成状況などから評価を行い、適宜見直しを行います。また、具体的施策についても、第8期介護保険事業計画期間においては最終年度の見直し時期において状況を確認し、検討します

### 第2節 計画の進行管理

---

#### 1 介護保険運営委員会の運営

- 介護保険運営委員会は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する進行管理やサービスの質の向上などについての審議を行う機関として、被保険者代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表者などを委員として運営していきます。
- 介護保険運営委員会が担っている地域密着型サービス運営に関する機能についても、町民や関係団体などの意見が十分反映されるよう、透明性を確保した運営に努めます。





# 資料編

---





## 1 セケ宿町介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営委員会の設置）

第 14 条 介護保険に関する施策の実施を、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、セケ宿町介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 15 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 法第 117 条第 1 項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- （2） 介護保険に関する施策及び事務事業の評価に関する事項
- （3） 法第 115 条の 12 の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項

（組織）

第 16 条 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が任命する。

- （1） 被保険者を代表する者 3 人
- （2） 介護に関し学識又は経験を有する者 3 人
- （3） 介護サービスに関する事業に従事する者 3 人

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 17 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 18 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 2. 委員名簿

区分	役職名	委員名	備考
被保険者を代表する者	元行政区長	梅原 政幸	
	国保運営協議会長（被保険者を代表する委員）	秋葉 常幸	
	被保険者でボランティア代表	菊地 洋子	副委員長
介護に関し学識又は、経験を有する者	七ヶ宿町国保診療所 所長	結城 翼	
	民生児童委員協議会 会長	高橋 武則	委員長
	社会福祉士	田村 久子	
介護サービスに関する事業に従事する者	七ヶ宿町高齢者生活福祉センター 所長	今野 誠	
	特別養護老人ホームゆりの里七ヶ宿 施設長	白地 晃	



### 3. 用語解説

---

#### ア行

##### 運動器

身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経（運動・感覚）、脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成され、その総体をいいます。

---

#### カ行

##### 介護保険

加齢に伴って生ずる心身の変化、疾病等により要介護状態となり、介護や機能訓練、医療などを必要とする高齢者について、社会全体で支える仕組みとしてつくられた制度です。40歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担します。要介護と認定された場合、その状態に応じたケアプランが作成され、様々な介護保険サービスを利用できる制度です。

##### 介護保険サービス

介護保険サービスは、①介護サービス、②介護予防サービス、③地域支援事業（地域の高齢者を対象とした介護予防をするための事業）の3つで構成されています。

##### 介護認定審査会

介護保険制度において、申請者が介護保険の給付を受けるのが適切かどうか、又その範囲を審査・判定（審査判定業務）する、市町村が設置する機関のことです。

##### 介護老人福祉施設

要介護状態の方が入所し、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受ける施設をいいます。

##### 介護老人保健施設

病状が安定している要介護状態の方が入所し、リハビリテーションや食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受け、在宅復帰を目指す施設をいいます。

##### 介護予防・日常生活支援総合事業（通称：総合事業）

介護保険制度において、市町村が地域の状況に応じて取り組むことができる地域支援事業の1つです。これまで全国一律の介護予防給付で提供されていた介護予防訪問・通所介護サービスが、市町村ごとの総合事業へと移行されたことで、各地域の特色を生かしたサービスを創出することが可能となります。



## かかりつけ医

自分の生活環境を把握し、いつでも健康上の相談を受け、丁寧に正確に病状を説明し、又必要に応じて他の専門的な医療機関を紹介するなどの役割を担った医師のことです。

## 基本チェックリスト

運動機能や生活力などの心身機能の低下の有無を判断し、介護予防事業対象者の把握を目的とした調査票です。回答の結果により、生活習慣の改善や介護予防事業に取り組んでいただくものです。

## 緊急通報システム

一人暮らしの高齢者の自宅や身体に押しボタンなどの緊急通報ができる機器を備え、急病などの緊急時に協力者に通報するシステムです。

## グループホーム

認知症の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居又はその生活形態をいいます。

## ケアプラン

利用者のニーズに合わせた適切なサービスが利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）を中心に作成される居宅サービス計画のことです。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度で、要介護者・要支援者の身近な相談窓口として、利用者がその心身の状況や環境、本人や家族の希望などに応じた適切なサービスを受けられるように、社会資源の結びつけや関係機関（市区町村、サービス事業者、病院など）との連絡調整等を行う専門職のことです。

## 権利擁護

生活不安を感じている高齢者や身体障害者、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行います。

## 高額介護サービス費

被保険者が介護保険の在宅サービスと施設サービスに対して支払った1割の自己負担額が上限額を超えた時は、申請により、高額介護（介護予防）サービス費として超えた分が支給される制度のことです。



## コーホート変化率法

ある一定期間（1年間）の出生した集団それぞれにおいて、過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

## 後期高齢者

75歳以上の高齢者のことです。65歳～74歳の高齢者を前期高齢者としています。

## 高齢者虐待

平成18年4月施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待により高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、市町村は家庭への立入調査を行うことを認め、虐待の発見者は市町村への通報を義務付けています。

## 高齢者徘徊SOSネットワーク

認知症高齢者が、徘徊等により行方不明になった場合に、警察や交通機関、福祉関係機関、関係団体と連携し、早期発見、早期保護につなげるネットワークです。

---

## サ行

### サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯が急激に増加する一方で、高齢者の住まいが足りない状況があることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）により創設された高齢者向けの賃貸住宅をいいます。

### 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者をいいます。

### 新オレンジプラン

新オレンジプランとは、平成27年1月に新たに国の認知症施策推進総合戦略として発表されたものであり、オレンジプラン（平成25年度～29年度までの認知症施策推進5か年計画）の施策に加え、医療・介護等の連携による認知症の方への支援、認知症の予防・治療のための研究開発、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進等が盛り込まれた。

### 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

## 第1号被保険者

介護保険法に規定されている65歳以上の高齢者のことをいいます。

## 第2号被保険者

介護保険法に規定されている40歳以上64歳以下で医療保険（健康保険）に加入している方のことをいいます。

## 団塊世代

1947年から1949年に生まれた世代をいいます。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれています。

## 地域ケア会議（自立支援型）

地域包括支援センター等が主催し、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決や、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業への反映などの政策形成につなげる役割を果たす会議です。

## 地域支援事業

平成18年に改正された介護保険法に伴って新たに導入された事業です。要支援や要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように支援する事業です。

## 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関です。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっています。

## 地域包括ケアシステム

「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス」や「権利擁護（成年後見制度等）」のための事業などを、高齢者の日常生活の場において連携しかつ一体的に提供していく考え方です。

## 地域密着型サービス

平成18年度に、高齢者が住み慣れた環境・地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービス体系のことをいいます。



## チームオレンジ

令和元年度から開始しているチームオレンジは、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。認知症の人もメンバーとして参加します。認知症サポーターが新たに力をふるう場として期待されています。

---

## ナ行

---

### 日常生活圏域

圏域とは、生活圏・通勤圏など圏としてくくられた内部の地域のことです。地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」が理想とされています。

### 認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを行うなどの者をいいます。

---

## ハ行

---

### 福祉サービス第三者評価

事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価することをいいます。

### 包括的支援事業

要支援・要介護予防のための介護予防ケアプランの作成等、介護予防ケアマネジメント事業、地域の関係者とのネットワークの構築、相談への対応、必要なサービスにつなげる等の総合相談支援等を行う事業のことです。

---

## マ行

---

### 民生委員・児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

---

## ヤ行

---

### 有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要な「サービス」が附帯した「住まい」で、福祉施設とは異なります。



## ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者などのために、様々な障壁をなくしていくバリアフリーの考え  
方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕  
様をあらかじめ取り入れておこうとする考え方です。

---

## ラ行

---

### リハビリテーション

単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜  
在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、  
その自立を促すものです。

### 老人クラブ

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、地域に暮らす高齢者を対象に組織された  
クラブです。

### 老人福祉法

高齢者の福祉を図ることを目的として、その心身の健康の保持及び生活の安定のために  
必要な措置を講じるために制定された法律です。社会福祉六法の1つです。

---

## 七ヶ宿町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

---

編集／七ヶ宿町 町民税務課

〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関 126

TEL 0224 (37) 2114 FAX 0224 (37) 2577

---